

災害対策特別委員会

報告書

平成24年11月

災害対策特別委員会

目 次

I	はじめに	1
II	委員会の活動状況	2
III	福島第一原発事故に伴う県内の放射線被害状況	5
IV	県内の風評被害の状況	9
	1 県産農畜産物について	
	2 県産水産物について	
	3 県産特用林産物（しいたけ）について	
	4 観光について	
V	昨年度提言した施策に対する県の取組状況	11
VI	県に対する提言	
	1 災害に強い地域づくりの推進について	19
	(1) ハード面	19
	(2) ソフト面	21
	2 震災（特に放射線被害）からの復興に向けた取組の促進について	25
VII	5月6日に発生した竜巻被害について	
	1 被害の状況	29
	2 課題	31
	3 国に対する要望	32
	4 県に対する提言	32
	5 提言の実現に向けた県の対応状況	34
VIII	おわりに	36
IX	委員名簿	37
X	調査関係部局	37

※ 参考資料

- ①昨年度提言した施策に対する県の取組状況
- ②竜巻等災害への対応に関する意見書

I はじめに

昨年3月11日に発生した世界最大級の規模の東日本大震災では、本県においても多数の死傷者や7万棟を超える住宅の損壊など甚大な被害が発生し、さらには東京電力福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」という。）の事故により放出された放射性物質は、本県の経済産業から身近な県民生活に至るまで、今なお極めて広範囲に影響を及ぼしている。

こうした中、県議会においては、昨年度「災害対策特別委員会」を設置し、「被災者の生活支援、公共施設の復旧及び経済産業の復興」並びに「災害に強い地域づくり」について調査研究を行い、提言をまとめたところであり、県は、それに基づき各分野での事業に取り組んでいるところである。

しかしながら、放射性物質汚染による県産農産物等の出荷停止や風評被害による観光客の減少など、福島第一原発事故による直接的又は間接的な被害は、立ち直りの兆しを見せてきた本県経済に、未だに深刻な打撃を与え続けており、また、小さな子どもを持つ保護者をはじめ、放射性物質の健康への影響を心配する声も聞かれるところである。

このことから、当委員会においては、県の災害対策に係る取組等の検証を含め、県民生活の安全・安心の確保、放射性物質による汚染や風評被害への対応、そしてより一層の災害に強い地域づくりのため、「震災（特に放射線被害）からの復興に向けた取組の促進について」と「災害に強い地域づくりの推進について」の2つを重点テーマに設定し、昨年引き続き必要な調査研究を実施した。

また、5月6日に発生した竜巻は、観測史上2番目の被害範囲の長さを記録するなど、本県東南部の市町に甚大な被害を与えたことから、被災した市町といち早く意見交換を行い、災害時の行政の対応状況等を検証するとともに、国や県に対し、被災した県民への支援策を要望するなど、積極的な活動を行った。

本報告書は、こうした本委員会の調査研究活動の成果をまとめたものである。

Ⅱ 委員会の活動状況

1 平成 24 年 3 月 23 日（金）

- (1) 第 310 回定例会において本委員会が設置され、委員が選任された。
- (2) 委員の互選の結果、委員長に渡辺 渡委員、副委員長に山形 修治委員が選任された。
- (3) 閉会中の継続調査事件として、次の 1 件を議長に申し出、議決された。
 - ・ 災害対策に関する調査研究について

2 平成 24 年 4 月 23 日（月）

- (1) 重点テーマを次のとおりとした。
 - ・ 震災（特に放射線被害）からの復興に向けた取組の促進について
 - ・ 災害に強い地域づくりの推進について
- (2) 年間活動計画を決定した。
- (3) 関連事業の概要について、執行部から聴取し、質疑及び討議を行った。

3 平成 24 年 5 月 21 日（月）

- (1) 5 月 6 日に発生した竜巻等に関し、真岡市役所及び被災現場を訪れ、被災状況及び災害時、災害後の対応と課題等について、市長ほか市職員から説明を受け、意見交換を行った。
- (2) 5 月 6 日に発生した竜巻等に関し、益子町役場及び被災現場を訪れ、被災状況及び災害時、災害後の対応と課題等について、町長、町議会議長ほか町職員及び町議会関係者から説明を受け、意見交換を行った。
- (3) 5 月 6 日に発生した竜巻等に関し、茂木町役場及び被災現場を訪れ、被災状況及び災害時、災害後の対応と課題等について、町長、町議会議長ほか町職員及び町議会関係者から説明を受け、意見交換を行った。

4 平成 24 年 6 月 6 日（水）

- (1) 竜巻による被害状況及び今後の対応について執行部から聴取し、討議を行い、竜巻被害に対する本委員会としての意見をとりまとめた。
- (2) 竜巻被害に関する国への要望について、「国に対する意見書」という形でまとめ、本委員会全委員の連名で議長に提出した。
- (3) 放射線による健康影響に関する有識者会議、及び汚染状況重点調査地域における除染の実施について執行部から説明を受け、質疑を行った。
- (4) 本委員会が昨年度まとめた提言のうち、「災害に強い地域づくり」及び「放射性物質汚染対策」の 2 項目に係る県の取組状況について検証することにした。

- (5) 栃木県農業試験場を訪問し、農畜産物等に含まれる放射性物質の検査状況について説明を受け、質疑を行った。
- (6) 栃木県林業センター塩野室育種地を訪問し、ほだ場環境が無汚染原木に与える影響に関する実証実験について説明を受け、質疑を行った。
- (7) 日光市立東原中学校を訪問し、放射線等に関する学校教育の状況について説明を受け、意見交換を行った。

5 平成 24 年 7 月 5 日（木）～6 日（金）

- (1) 白石市役所（宮城県白石市）を訪問し、放射線被害対策（風評被害対策、健康被害対策等）及び震災対策における宮城県との連携の課題について説明を受け、意見交換を行った。
- (2) 国土交通省東北地方整備局（宮城県仙台市）を訪問し、災害時における道路の早期復旧対策（くしの歯作戦等）及び災害時における宮城県との連携の課題について説明を受け、意見交換を行った。
- (3) 石巻赤十字病院（宮城県石巻市）を訪問し、災害時の救急医療体制及び災害時における行政との連携の課題について説明を受け、意見交換を行った。

6 平成 24 年 8 月 3 日（金）

- (1) 県産農畜産物における放射線被害及び風評被害の現状について、全国農業協同組合連合会栃木県本部の齋田一郎副本部長から意見を聴取し、意見交換を行った。
- (2) 県産水産物における放射線被害及び風評被害の現状について、栃木県那珂川漁業協同組合連合会の上ノ内雄一代表理事会長から意見を聴取し、意見交換を行った。
- (3) 県産特用林産物における放射線被害及び風評被害の現状について、栃木県特用林産協会の舘野孝良会長から意見を聴取し、意見交換を行った。
- (4) (1)(2)(3)に係る事項等について、執行部と意見交換を行った。
- (5) 栃木県地域防災計画、栃木県被災者生活再建支援制度、県有施設の除染、及び原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等について執行部から説明を受け、質疑を行った。

7 平成 24 年 9 月 4 日（火）

- (1) 県内観光地における風評被害の現状について、公益社団法人栃木県観光物産協会の新井俊一会長から意見を聴取し、意見交換を行った。
- (2) (1)に係る事項について、執行部と意見交換を行った。
- (3) 本委員会が昨年度まとめた提言に対する県の取組状況について検証した。

8 平成 24 年 10 月 11 日（木）

- (1) 総括討議を行った。
- (2) 報告書の構成（案）について検討を行った。

9 平成 24 年 11 月 6 日（火）

- 報告書骨子案について検討を行った。

10 平成 24 年 11 月 22 日（木）

- 報告書案について検討を行った。

Ⅲ 福島第一原発事故に伴う県内の放射線被害状況

1 県産農林水産物等の被害状況 【※平成 24 年 10 月 31 日時点】

品目	制限内容			解除内容		
	期日	内容	該当地域等	期日	該当地域等	
野菜・果樹等	ホウレンソウ	H23. 3. 20	出荷制限	県全域	H23. 4. 21	那須塩原市、塩谷町 (高冷地ホウレンソウ)
					H23. 4. 27	県全域
	カキナ	H23. 3. 20	出荷制限	県全域	H23. 4. 14	県全域
	シュンギク	H23. 3. 25	出荷制限	県全域	H23. 4. 14	県全域
	生茶葉	H23. 5. 19	出荷制限	鹿沼市、大田原市		
	荒茶	H23. 7. 7	出荷制限	栃木市	H24. 6. 1	栃木市
	干し柿	H24. 4. 24	出荷制限	那須塩原市		
	くさそてつ (こごみ)	H24. 5. 3	出荷制限	那須塩原市		
	うめ	H24. 6. 7	出荷制限	大田原市	H24. 6. 21	旧黒羽町、旧湯津上村
	くり	H24. 9. 13	出荷制限	那須塩原市、那須町		
大田原市						
ゆず	H24. 9. 21	出荷制限	日光市			
肉類	牛肉	H23. 8. 2	出荷制限	県全域	H23. 8. 25	県出荷・検査方針に基づき管理される牛
	いのしし肉	H23. 12. 2	出荷制限	県全域	H23. 12. 5	那珂川町加工施設で出荷される肉
	しか肉	H23. 12. 2	出荷制限	県全域		
飼料	牧草 (H23産)	H23. 3. 19	利用制限	県全域	H23. 9. 2	県全域
	牧草 (永年生) (H24産)	H24. 2. 3	利用制限	県全域	H24. 4. 23	一部地域
	稲わら (H22産)	H23. 7. 15	利用制限	事故後に収集した該当農家		
水産物	ヤマメ、イワナ、ニジマス	H24. 2. 21	解禁延期	箒川上流本支流、 渡良瀬川上流本支流、 粟野川、南摩川	H24. 3. 21	箒川上流本支流
					H24. 3. 30	全水域
	H24. 2. 24	解禁延期	那珂川本支流 (武茂川を除く)	H24. 3. 28	一部水域	
				H24. 3. 30	一部水域	
				H24. 5. 18	全水域	

品目		制限内容			解除内容	
		期日	内容	該当地域等	期日	該当地域等
水産物	ヤマメ、イワナ、ニジマス	H24. 2. 24	解禁延期	鬼怒川本支流(道谷原発電所より下流)、田川、大谷川、板穴川、小百川	H24. 3. 28	一部水域
					H24. 3. 30	一部水域
					H24. 4. 20	全水域
		H24. 3. 8	解禁延期	男鹿川本支流(五十里ダムより上流)	H24. 4. 20	全水域
		H24. 3. 16	解禁延期	鬼怒川(道谷原発電所から川治ダムまで)本支流	H24. 4. 25	一部水域
					H24. 5. 1	全水域
	ヤマメ、ニジマス	H24. 3. 8	解禁延期	荒井川本支流	H24. 4. 10	全水域
	ヒメマス、ニジマス、ブラウントラウト	H24. 3. 8	解禁延期	中禅寺湖と流入河川(湯川を除く)		
	ウグイ	H24. 3. 8	出荷制限	思川上流(粕尾地区)本支流	H24. 3. 30	全水域
		H24. 5. 7	出荷制限	武茂川合流点上流の那珂川本支流、大芦川本支流	H24. 9. 28	大芦川本支流、荒井川本支流
		H24. 5. 30	出荷制限	荒井川本支流		
	イワナ	H24. 6. 20	出荷制限	日光市足尾地内の渡瀬川本支流		
ヤマメ	H24. 8. 10	出荷制限	日光市足尾地内の渡瀬川本支流			
	H24. 9. 10	出荷制限	永野川本支流			
栽培きのこ等	原木生しいたけ(露地)	H24. 2. 15	出荷制限	矢板市、那須塩原市		
		H24. 4. 10	出荷制限	宇都宮市、さくら市、芳賀町、塩谷町、高根沢町、那須町		
		H24. 4. 11	出荷制限	日光市、大田原市、益子町		
		H24. 4. 12	出荷制限	足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町		
		H24. 4. 13	出荷制限	栃木市、壬生町		
	原木生しいたけ(施設)	H24. 2. 15	出荷制限	矢板市、那須塩原市		
		H24. 4. 10	出荷制限	芳賀町、那須町		
		H24. 4. 12	出荷制限	大田原市		
		H24. 5. 29	出荷制限	さくら市		
		H24. 6. 4	出荷制限	鹿沼市		
		H24. 6. 28	出荷制限	壬生町		
	原木なめこ(露地)	H23. 11. 14	出荷制限	那須塩原市、日光市		
		H24. 10. 4	出荷制限	矢板市		
		H24. 10. 16	出荷制限	那須町		
		H24. 10. 25	出荷制限	佐野市		

品目		制限内容			解除内容	
		期日	内容	該当地域等	期日	該当地域等
栽培きのこ等	原木くりたけ(露地)	H23.11.7	出荷制限	鹿沼市、矢板市		
		H23.11.14	出荷制限	大田原市、那須塩原市、さくら市、足利市、佐野市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町		
	たけのこ	H24.5.1	出荷制限	那須塩原市、那須町		
		H24.5.7	出荷制限	日光市、大田原市		
		H24.6.13	出荷制限	矢板市		
野生きのこ等	たらのめ(野生)	H24.4.27	出荷制限	大田原市、矢板市		
		H24.5.1	出荷制限	那須町		
		H24.5.2	出荷制限	市貝町		
	くさそてつ(こごみ)(野生)	H24.5.1	出荷制限	大田原市、那須町		
		H24.5.2	出荷制限	那須塩原市		
	こしあぶら(野生)	H24.5.1	出荷制限	大田原市、茂木町、那須町		
		H24.5.2	出荷制限	宇都宮市、那須烏山市		
		H24.5.7	出荷制限	鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塩谷町		
		H24.5.15	出荷制限	さくら市		
	さんしょう(野生)	H24.5.1	出荷制限	宇都宮市、日光市		
		H24.5.14	出荷制限	那須塩原市		
		H24.5.18	出荷制限	大田原市		
	ぜんまい(野生)	H24.5.7	出荷制限	日光市、那須町		
	わらび(野生)	H24.5.17	出荷制限	鹿沼市、大田原市		
	野生きのこ	H24.8.2	出荷制限	日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那珂川町		
		H24.8.7	出荷制限	鹿沼市		
		H24.8.9	出荷制限	矢板市		
H24.8.15		出荷制限	那須町			
H24.8.29		出荷制限	大田原市			
H24.10.10		出荷制限	塩谷町			
H24.10.12		出荷制限	那須烏山市			

2 水道水

- 平成 23 年 3 月 25 日に宇都宮市及び野木町において放射性ヨウ素の基準超過により乳児への摂取制限
(宇都宮市即日解除、野木町平成 23 年 3 月 26 日解除)

3 県内の指定廃棄物 (8,000 ベクレル/kg 超の廃棄物) 推計量

・ 一般廃棄物焼却灰等	1, 366 m ³
・ 下水汚泥 (溶融スラグ、飛灰)	2, 200 m ³
・ 浄水発生土	546 m ³
・ 農林業系副産物等焼却灰	4, 995 m ³
合 計	9, 107 m ³

【※平成 24 年 5 月末時点環境省推計量】

4 汚染状況重点調査地域に指定された県内市町

佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、
塩谷町、那須町 (8 市町)

IV 県内の風評被害の状況

福島第一原発の放射能漏れ事故に伴い、いまだに本県経済に対して打撃を与えている風評被害について、県内産業の主な関係団体代表から意見を聴取するなど、状況を調査したところであり、その内容は次のとおりである。

1 県産農畜産物について

米、麦、大豆、そば、青果物については、現在のところ風評被害の影響は特にみられない。

肉牛については、価格が平成 23 年 7 月に例年の 3 割に暴落し、同年 8 月には出荷停止となった。その後、出荷停止は解除されたものの、平成 24 年 6 月現在で畜種によって多少の差はあるが、価格は約 90% までしか回復しておらず、特に、一部大手量販店の売り場が回復していない状況である。

こうした状況下において、①全頭検査を実施している現状での全戸検査の解除、②放射能実被害によりと畜できない滞留牛の取扱い、③放射線被害により放牧できない永年牧草地の除染、④暫定許容値を超えた粗飼料の処分先の確保等が今後の課題となっている。

2 県産水産物について

平成 24 年 4 月に放射性セシウムの新基準（100 ベクレル/kg）が適用され、県内の一部の川や湖でヤマメ、イワナ、ヒメマスなどが基準値を超え、出荷制限や釣りの解禁延期等の規制がかかったが、アユについては基準値以下で、いずれの漁協も規制はかからなかった。

那珂川水系の 4 漁協では、平成 23 年度の漁業収入が平成 22 年度と比べて約 2 千万円（約 15%）減少し、平成 24 年 6 月末時点でさらに約 30% 落ち込んでいる。

中禅寺湖漁協では、平成 24 年 6 月末現在の漁業収入が前年同期比で約 75% 減少し、鹿沼市内の規制がかからなかった漁協においても、平成 24 年 6 月末現在の漁業収入が前年同期比約 30% 減となっている。

こうした状況下において、①放流量を増やすための支援、②100 ベクレル/kg 以下は安全であるという認識の普及啓発、③陸上の除染に伴う河川湖沼への放射性セシウムの流入防止、④河川湖沼及び森林の除染、が今後の課題となっている。

3 県産特用林産物（しいたけ）について

本県は、平成 22 年において、生しいたけが全国 5 位、乾しいたけが全国 6 位の生産量を誇る全国有数のしいたけ生産県であり、しいたけの生産額は 48 億円に及び、林業全体の生産額約 110 億円の約 43% を占めている。

平成 24 年 4 月 1 日から食品の新たな基準値が適用され、露地栽培の原木しいたけについては県内 22 市町に対して、施設栽培の原木しいたけは 9 市

町に対して、乾しいたけは 23 市町に対して出荷自粛又は出荷制限が指示されている。

出荷自粛等が要請されていない県南の小山市及び野木町においても、風評被害を受けている状況である。

また、原木については、今まで大半を自給していたが、暫定規制値が 50 ベクル/kgに見直され、県内で調達することが難しくなった。

こうした状況下において、①国が示す原材料（原木、おが粉）から発生するしいたけへの移行係数の見直し要望、②風評被害払拭への対策強化、③県内の低線量地区の原木の有効活用、が今後の課題となっている。

4 観光について

本県の観光客宿泊数は、東日本大震災直後の平成 23 年 4 月には、対前年比 65%の大幅減となったが、5 月から 7 月の 3 か月は、知事による「とちぎ観光安全宣言」や「有料道路無料化」が功を奏し、対前年比 30%減に回復し、8 月から平成 24 年 3 月までの 8 か月は、PR イベント等の継続実施により、対前年比 20%減と着実に回復してきた。

しかし、平成 24 年の 4 月から 7 月までの 4 か月は、対前年比 15~30%増と回復基調にはあるものの、震災前と比べると約 10%減の状況が続いており、依然として厳しい状況にある。

地区別では、福島県と隣接している那須地区、塩原地区が依然として風評被害の影響が大きい。

こうした状況下において、①県、市町、地区観光協会等と緊密な連携の下、誘客に向けたイベント等を実施すること、②北関東自動車道の全面開通及び東京スカイツリータウン®内のアンテナショップ「とちまるショップ」開業を本県への誘客の絶好の機会として、効果的なイベント等を実施すること、③外国人誘客対策を実施すること、が今後の課題となっている。

V 昨年度提言した施策に対する県の取組状況

東日本大震災からの復興を図るため、本委員会は、昨年度、今後県が取り組むべき施策について提言したところである。このうち、今年度の重点テーマに合わせ、「災害に強い地域づくり」及び「放射性物質汚染対策」の2項目に関する現在までの県の取組状況を調査したところ、その概要は次のとおりである。（※詳細については、参考資料として巻末に添付）

1 災害に強い地域づくり（ハード面）

(1) 公共性の高い施設等の耐震化

計画において、防災上重要な県有建築物の耐震化率を平成27年度までに90%以上を目標とし、平成23年度末の耐震化率は82.1%となっている。

災害時の拠点となる地方合同庁舎については、耐震性が不足している上都賀、芳賀、那須庁舎のうち、那須庁舎については、今年度耐震改修工事を実施し、上都賀、芳賀庁舎については、建替えも含めて検討を進めている。

県立学校については、平成24年度当初予算において、避難所ともなる体育館などについて計画を前倒しして実施するとともに、災害拠点病院や社会福祉施設について、臨時特例基金等を活用して、耐震化整備を支援している。

(2) 道路、橋梁等及び土砂災害危険箇所の防災対策

道路の防災対策については、対策が必要な箇所1,245か所のうち、平成23年度末で836か所が完了しており、緊急輸送道路の橋梁耐震化についても、対象となる橋梁244橋のうち、平成23年度末で189橋の耐震化が完了し、第一次緊急輸送道路については、すべての耐震化が完了している。

また、橋梁については、長寿命化を図るため、平成20年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、計画的に修繕工事を進めることとし、橋の長さが15m以上で損傷度合いの大きい109橋の優先箇所のうち、平成23年度末までに40橋が修繕を完了している。

土砂災害危険箇所対策については、危険箇所(6,924か所)のうち、平成23年度から平成24年度の2か年で21か所の整備を完了し、これまでに539か所が整備完了もしくは着手済となっている。併せて、土砂災害警戒区域等に2,358か所を指定するとともに、関係20市町の土砂災害ハザードマップの作成支援を行っている。

(3) 災害時の情報収集、伝達手段の確保や整備

災害発生時における確実な通信体制を確保するため、出先機関、市

町、災害拠点病院、介護施設、教育施設等への非常用発電機、衛星携帯電話等の整備に取り組んでいる。

また、県民向けの災害情報提供体制を強化するためNTTドコモのエリアメールなど緊急速報メールを活用している。

(4) 災害廃棄物の処理

市町が処理すべき災害廃棄物の保管及び処分について、指導助言を行うとともに、「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定」や「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定」により、市町間の広域連携体制を整備している。

(5) 停電時の交通整理対策

信号機電源付加装置を79基、可搬式発動発電機を153台整備するとともに、各警察署における手信号交通整理の指導者を養成するための実戦塾を開催している。

2 災害に強い地域づくり（ソフト面）

(1) 防災体制の整備

休日・夜間に竜巻等の局地的災害が発生した場合に備えて、県職員からの災害目撃情報収集の仕組みを創設した。

また、災害時に迅速かつ確かな医療救護活動を行えるよう、これまでの県医師会、災害拠点病院、県柔道整復師会等との災害協定に加え、新たに県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会との協定を締結するとともに、災害医療本部の設置、災害医療コーディネーターの配置など、県医師会等との連携により、新たな災害医療体制を整備した。

(2) 広域連携体制の整備

地域防災計画において、被災した自治体への職員派遣など、県と市町が一体となった“オールとちぎ”による応援体制の整備を図るほか、市や町における他県の市町村との災害時応援協定の締結を促す等、応援体制の充実を図ることとしている。

また、国の制度の適用にならない被災者に対し、県と市町が連携して支援を行う県独自の被災者生活再建支援制度について、平成25年4月からの制度開始に向けて市町と協議を進めている。

(3) 物資等の供給体制の確保

県石油商業組合との協定に加え、災害時における燃料確保対策を強化するため、地域における燃料配送拠点を強化する「災害対応型中核給油所等整備事業」を推進している。

(4) 避難者対策

ボランティア・NPO等の協力、女性の運営参画等による避難所運営体制の充実や、災害時要援護者名簿の作成、平常時からの見守り体制の整備等を通じて災害時要援護者に対するきめ細かな支援を図ることなど、県地域防災計画の見直しを行った。

また、県・市町社会福祉協議会による災害ボランティアの養成、ボランティア団体の育成を支援するとともに、災害時において、外国人に対する翻訳・通訳、情報提供等といった支援を行うボランティア（災害時外国人サポーター）を養成するためのセミナーを実施した。

さらに、県と市の総合防災訓練においては、災害時要援護者の救助訓練、外国人参加による避難訓練、DMATによる応急救護活動訓練、ドクターヘリによる救助訓練等を実施した。

(5) 帰宅困難者対策

県地域防災計画において、関係機関や鉄道事業者と連携し、大規模災害時における帰宅困難者の避難所への誘導や輸送手段の確保等を図ることとし、併せて、鉄道事業者やバス協会、市町、県、警察で構成する「帰宅困難者対策連絡会議」を開催した。

(6) ボランティア活動の支援、調整

被災者支援ネットワーク「とちぎ暮らし応援会」と連携した各種支援活動を実施するとともに、市や町の社会福祉協議会職員や行政職員等を対象とした災害ボランティアコーディネーター養成研修会の内容を充実させた。

(7) 学校、地域等における防災体制の推進強化

県地域防災計画において、児童生徒及び教職員に対する防災教育の充実を図ることとしたほか、過去の災害の言い伝えや教訓の継承に努めることとした。

また、公立の小中学校、県立学校については、学校の教職員を対象とした防災関係指導資料の作成及び配布、安全教育指導者研修会や青少年教育施設の機能を活かした防災キャンプの開催、そして、防災に関する体験活動指導者の養成を実施している。

さらに、社会福祉施設に対する指導監査や医療機関に対する立入検査等において、火災以外の災害も想定した訓練の実施や、震災を踏まえた防災対策の検証及び見直しを指導している。

(8) 地域防災力の向上

自主防災組織の育成・強化を図るため、運営ノウハウや活動事例等を紹介した手引書を作成し、リーダー研修会等を開催するほか、避難

勧告等の具体的な発令基準の策定について、市や町に助言を行った。

また、東日本大震災発災時に各市町が講じた災害時要援護者に対する支援内容等について調査を行い、課題を整理するとともに、それらの結果等を市町に提供し、市町担当者との意見交換を実施した。さらに、民生委員・児童委員を対象とした研修会において、災害時要援護者に対する支援方法等について説明した。

(9) 再生可能エネルギーの利活用の促進

有識者会議と庁内検討会を設置し、本格的な取組に着手している。特に、メガソーラー事業の推進や、住宅用太陽光発電システム設置補助金の対象件数の倍増、再生可能エネルギー発電施設設置資金貸付の新設等を実施している。

また、農村地域におけるエネルギーの地産地消を目指して、産学官で構成する「栃木県スマートビレッジモデル研究会」において、農村地域に存在する未利用の再生可能エネルギーの調査、検討を実施するとともに、併せて、「栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区」では、農業用水を活用した民間主導による小水力発電事業を推進している。

さらに、企業局においては、日光市小百川地点の水力発電開発に係る調査・検討を実施している。

3 放射性物質汚染対策

(1) 放射能の監視体制の強化

モニタリングポストについては、県保健環境センター内の既設の 1 か所に加え 28 か所増設し、県内全市町での測定結果を県ホームページで 24 時間リアルタイムに公表している。

また、県保健環境センターにおいて、水道水中の放射性物質を週 1 回、降水物を毎日測定し、加えて、各々の精密分析を 3 か月に 1 回、月 1 回実施している。

さらに、北那須・鬼怒水道事務所では、水道水中の放射性物質の検査に加え、原水（河川水）についても、水系の代表地点から週 1 回の頻度で測定を実施している。

(2) 風評被害対策

ア 食品等の風評被害対策

県産農産物及びきのこや山菜等の特産物の安全安心と信頼の確保については、検査機器を増設し、検査品目の拡大や区域の細分化などモニタリング検査を徹底し、その結果を速やかに公表している。

また、県産農産物の安全性に関する理解を促進するため、県内外のキャンペーン展開をはじめ、メディア等を活用した広報周知や児童生

徒及び消費者向けパンフレットの配布など、幅広い情報発信に取り組んでいるほか、専門家による講演や意見交換を通じて正しい知識の共有を図るリスクコミュニケーションに県内各地で取り組んでいる。

さらに、県産加工食品や農産物等を海外へ輸出する際には、原発事故以前は必要とされていなかった「放射性物質検査等証明書」の提出が諸外国・地域から求められる等、県産品に対するさまざまな輸入規制がかけられていることから、既存の海外販路の維持または新規開拓を行う県内企業を支援するため、輸出にかかる証明書の発行を行っている。

イ 観光等の風評被害対策

国内に向けた観光誘客については、平成 23 年 4 月 5 日に知事による「とちぎ観光安全宣言」を公表し、これを契機に、首都圏の大手旅行代理店や教育委員会を訪問し、本県へのツアー商品の企画や来訪を依頼している。

さらに、各種イベントを行い、首都圏に向けて観光地と農産物の安全を PR したほか、「一家族一旅行運動」の推進や、全国ネットのテレビ番組の誘致を進めるなど、観光客回復への取組を進めているとともに、平成 24 年 5 月 22 日には東京スカイツリータウン®内にアンテナショップをオープンし、併せて旅行者向けのプレミアム付き宿泊旅行券「元気度 日本一 とちぎ“券”」を発行している。

また、外国人誘客対策としては、香港・台湾・中国にキャラバン隊を派遣し、積極的に本県の PR を実施したことに加え、観光・県産品輸出において関係の深い国の在日大使館に対し、風評被害払拭への協力を依頼している。

(3) 放射能汚染物質の処理

国に対しては、「国の責任において 8,000 ベクレル/kg を超える放射性物質が含まれる指定廃棄物を速やかに処分するとともに、指定廃棄物以外の汚染廃棄物についても、最終処分先の確保等に関する具体的な支援や住民理解促進のための情報提供、知識の普及啓発を行う」こと等を緊急要望した。

農業資材等については、8,000 ベクレル/kg を超える稲わら、堆肥、腐葉土、牧草について、隔離した状態での一時保管が完了しており、8,000 ベクレル/kg 以下のものについても、圃場へのすき込みや埋却等による処分及びシート等による一時保管を完了している。

下水汚泥については、低濃度のものは、セメント原料等として民間処理を推進しており、民間で引き取らない高濃度の汚泥については、下水道資源化工場で焼却・熔融スラグ化し、県内 4 か所の下水処理場で既存建物内又はテント倉庫を設置して一時保管し、保管状況につい

て、敷地境界4か所で毎日空間放射線量率を測定するとともに、その結果をホームページに公表し、下水処理場正門にも掲示している。

(4) 放射性物質の除染対策

県有施設の除染については、関係市町が策定した「除染実施計画」に基づき、県民の利用状況や空間放射線量を考慮の上、実施している。

また、県内各市町職員や事業者等を対象に、放射線に関する基礎知識や具体的な除染手法等に関する講習会を開催した。

さらに、県産農産物の安全性の確保については、「牧草地除染マニュアル」を策定し、市町が取り組む牧草地の除染を支援したほか、農作物の放射性物質吸収を抑制するため、「放射性物質に関する農業技術対策指針」を策定し、生産者に対して、カリ質肥料の施用や深耕などの技術対策を徹底している。

(5) 県民の理解促進

放射性物質と食品の安全性などをテーマに、一般県民を対象とした講演会や意見交換会、乳幼児や妊産婦と接する機会の多い母子保健福祉関係者を対象とした研修会を開催するとともに、放射性物質の新基準値や県の安全対策、相談窓口等をわかりやすく説明したパンフレットを作成し、県民の理解促進に努めている。

特に、平成23年10月に設置した「放射線による健康影響に関する有識者会議」の取組の一環として、県民の意見を聴取したり、当会議の内容等を周知するための広聴会やシンポジウムを開催し、放射線に関する理解の促進や不安の軽減に努めた。

さらに、県産農産物の不安解消に向けては、各農業振興事務所に相談窓口を設置するとともに、いわゆるリスクコミュニケーションを消費者はもとより、子供を持つ保護者等も対象として開催しており、併せて、農業者や農業志向者を対象として、放射能対策に係る生産技術等の研修会を実施している。

なお、教職員等に対しては、学校における放射線・放射能についての講習会を開催し、「放射線の影響に関するQ&A」の作成・配布を行った。

(6) 県民の健康影響への不安の払拭

「放射線による健康影響に関する有識者会議」の提案を踏まえ、平成24年1月から「県民の放射線被ばく線量を把握するための調査」を実施した。

有識者会議からは、調査結果等を踏まえ、現時点では、「将来にわたって健康影響が懸念されるような被ばく状況にない」との評価及び「身の回りの放射線量の可視化の継続」など県への提言を主な内容と

する「栃木県における放射線による健康影響に関する報告書」が提出されたところであり、引き続き、空間放射線量等の測定と結果公表、相談窓口の設置、県有施設の除染、放射線に関する情報・科学的知見の集積など、上記提言を踏まえた取組を進めている。

(7) 食品に関する放射性物質対策

ゲルマニウム半導体検出器など放射性物質測定装置を整備するとともに、検査対象品目の拡大や検査区域の細分化など、県産農林水産物や野生獣肉、流通食品、水道原水等に係るきめ細かなモニタリング検査を実施し、これらの検査結果について、県ホームページやツイッター等を活用して速やかに公表し、安全・安心の確保に努めている。

また、産業技術センターにおいては、県内で製造し出荷する加工食品等について、企業等からの依頼による測定を実施し、調査結果について、依頼者への速やかな報告等に努めている。

さらに、しいたけ生産者に対しては、新たな原木への更新など生産基盤の再生や、林業センターの研究成果を踏まえた安全な栽培方法について指導している。

(8) 国等への要請

福島第一原発事故の発生以来、放射性物質のモニタリング体制の構築や風評被害対策、放射性物質の健康影響に関する正確でわかりやすい情報の提供、除染に係る国庫補助制度の適用拡充など、直面する課題への速やかな対応と財政措置について適時緊急要望を実施するとともに、全国知事会や関東地方知事会をはじめ、隣県や県内市町とも協同するなど、あらゆる機会を通じて要望活動を行っている。

また、各自自治体及び民間事業者（農林漁業・観光業）が行う原子力災害に係る損害賠償請求についても、原子力政策を推進してきた国の責任において東京電力(株)を指導するなど万全の措置を講じるよう求めている。

(9) 原子力防災体制の充実強化

原子力災害対策に全庁が一丸となって取り組むため、平成 24 年 4 月、知事を本部長とする栃木県原子力対策本部を設置し、庁内の総合調整や関連情報の一元化に加え、国、市町、関係機関と緊密に連携した対策を実施している。

また、地域防災計画に原子力災害対策編を新たに策定し、近隣県における原子力発電所の事故を想定した県の原子力災害対策への基本的な方針を示すとともに、福島第一原発事故において対応した経験等を踏まえ、細部の手順等を規定した「原子力災害対応マニュアル」の作成を進めている。

さらに、平成 24 年 8 月には、近隣県の原子力事業者と「原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書」等を締結し、異常事象が発生したときに、原子力事業者から迅速かつ正確な情報を入手できるようにすると同時に、平常時においても、市町職員を交えた連絡会を開催するなど、県民の安全・安心を図る体制を整備した。

VI 県に対する提言

本委員会は、昨年度、東日本大震災からの復興を図るため、県が取り組むべき施策について提言し、県は、この提言を実現するため各分野での取組に着手したところである。

そこで、こうした県の取組状況について検証したところ、新たな課題等が見受けられたことから、昨年度の提言に加える形で、今後県が取り組むべき施策について提言することとする。

なお、県は、昨年度の提言を確実に実現させていくことはもちろんであるが、今年度提言する施策についても、着実かつ効果的に事業を推進していく必要がある。

1 災害に強い地域づくりの推進について

(1) ハード面

ア 公共性の高い施設等の耐震化

① 外壁及び非構造部材の耐震化

県有建築物の耐震化は、概ね順調に推進されているが、外壁の耐震診断はほとんど実施されていない。診断計画を策定し、全面打診調査や必要な改修工事に計画的に取り組むこと。

また、非構造部材と呼ばれる天井や照明器具、窓ガラスなどの耐震対策についても遅れが目立っている。特に、災害時には避難所ともなる県内公立の小中学校のうち、非構造部材の耐震化を実施した学校は平成 23 年度末時点で 3 割程度であり、非構造部材が安全に取り付けられているかを調べる耐震点検の実施率も 7 割程度にとどまっている。国土交通省の技術指針の見直しの動きを注視し、非構造部材の落下防止対策を推進すること。

② 行政庁舎及びその他公共性の高い施設

耐震性が不足している地方合同庁舎のうち、那須庁舎については平成 24 年度に耐震化工事を実施しているが、残りの上都賀及び芳賀庁舎についても、できるだけ早期に耐震化に向けた基本方針を取りまとめること。

さらに、災害時に援護を要する多くの人々が利用する病院、社会福祉施設等についても、引き続き耐震化を促進すること。

イ 道路、河川、橋梁等及び土砂災害危険箇所の防災対策

① ライフラインの確保

災害発生時や異常気象時において、円滑な救助・救援活動や緊急物資の輸送を可能とし、県民生活や産業活動等に必要なライフラインを確保するため、道路の防災対策や橋梁の耐震補強等をより一層推進すること。

② 減災の視点

万が一被災した場合でも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図れるよう、「減災」の視点から、高速道路や国道4号・50号と市役所等の防災拠点を結ぶ幹線道路や避難所等周辺の道路などの整備を計画的に推進すること。また、河川については、過去の浸水被害箇所や堤防決壊時に甚大な被害が予想される箇所等について、河床掘削や堤防の嵩上げ等の対策を優先的に実施していくこと。

③ 社会資本の長寿命化

高度成長期に集中して整備された道路・橋梁等の社会資本の高齢化が急速に進行し、今後、補修や更新時期の集中が懸念されることから、補修・更新費の縮減や平準化を図るため、計画的な点検・診断を行ったうえで、「予防保全」へと転換し、社会資本の長寿命化を推進すること。

④ 土砂災害危険箇所対策

土砂災害危険箇所のハード対策については、施設整備に膨大な時間と費用が必要となることから、災害時要援護者関連施設等がある危険箇所を優先して整備するとともに、市町との警戒避難体制の整備・強化及び住民の土砂災害・防災意識の向上等のソフト対策も併せて推進すること。

⑤ 深層崩壊対策

国土交通省の発表によれば、豪雨などで山の斜面が深い地下の岩盤から崩れる「深層崩壊」の発生の危険性が特に高いと考えられる地域が県内にも存在するとされたが、こうした深層崩壊は発生場所や時間、規模を予測することが難しく、砂防堰堤といったハード整備だけでは限界があるとされており、避難先の確保等人命を守るための対策について検討すること。

ウ 災害時の情報収集、伝達手段の確保や整備

① 非常用電源設備等の整備

大規模災害発生時においては、被害を最小限にとどめるためにも、関係機関相互の被害情報等の収集、伝達手段の確保や住民に対する迅速かつ的確な避難情報等の提供が不可欠である。

このため、引き続き、地方庁舎や健康福祉センター、土木事務所等への非常用電源設備や衛星携帯電話等の整備に取り組むとともに、市町や災害拠点病院、社会福祉施設等の取組を支援すること。

② ICTの研究・活用

災害情報については、防災情報ネットワークによる市町・消防本

部への即時配信体制を構築しているほか、放送事業者との連携や一般県民向けの緊急速報メール等の整備を進めているところであるが、常に最新 I C T（情報通信技術）の研究・活用を怠ることなく、通信手段の更なる多様化について検討すること。

③ SNSの活用

特に、フェイスブックやツイッターといった SNS（ソーシャルネットワークングサービス）の活用については、情報の正確性等の課題はあるものの、東日本大震災においても、SNSを利用した被災状況や道路の交通情報などに関する情報が大変役立った実績があることから、情報の発信にとどまらず、災害時における県民からの現場情報収集の手段としての活用についても検討すること。

エ 停電時の交通整理対策

県内全ての信号機の電源を発動発電機で確保することは困難であることから、まずは交通量の多い市街地等を中心に整備を進めるべきである。

また、手信号による交通整理の技能向上のため、警察官に対する実践的訓練を継続するとともに、交通整理等に従事する警察官以外の交通誘導員等の確保にも努めるべきである。

なお、将来的には、停電時における信号機の非常用電源について、再生可能エネルギーの活用も視野に入れて検討すること。

(2) ソフト面

ア 防災体制の整備

① 防災体制の充実・強化

災害時には、県・市町村や消防・警察等が様々な応急対策を実施するとともに、自主防災組織やボランティア、NPO等がそれぞれの特性を活かし互いに連携しながら、被災者の支援や被災地の復旧・復興に向けた取組を行っていく必要がある。

そのため、県は、平時から防災関係団体との連絡を密にするとともに、災害時における対応マニュアルを充実させるなど防災体制の充実・強化を図ること。

また、災害に強い地域社会を目指すという観点から、県民、市町及び県等が災害に備え、それぞれの責務を果たすことが大変重要なことであり、「自助」「互助」「共助」「公助」を基本理念とした「防災に関する条例」の制定を検討すること。

② 災害医療体制の整備

県は、関係団体と災害時の医療救護に関する協定を締結するとと

もに、災害医療本部を設置し、災害医療コーディネーターの配置など災害医療対策の総合調整を行える体制を整備したが、今後とも、災害時における医療救護活動を円滑に進めるため、具体的な活動マニュアルの策定等に取り組むなど、災害医療体制の充実・強化に努めること。

イ 広域連携体制の整備

① 市町への支援及び関係機関との連携

東日本大震災及び福島第一原発事故、竜巻災害を踏まえ、県は地域防災計画の見直しを行ったところであるが、今後は県内市町における地域防災計画の見直しについて支援するとともに、広域災害時における情報提供のあり方を検討し、県と市町、各防災機関、各種団体などが迅速な対応を図れるよう防災体制を構築すること。

② 緊急対策要員制度の拡充

今回の地域防災計画の見直しと併せ、緊急対策要員制度を改め、勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生した場合に、県の職員が直ちに最寄りの市町村庁舎に登庁する制度が盛り込まれたが、地震に限らず、竜巻等その他災害時に対する緊急対策要員制度の活用について検討すること。

なお、この制度をさらに実効性のあるものとするため、登庁訓練などを通じて、普段から顔が見える関係を構築しておくこと。

③ 本県独自の被災者生活再建支援制度

県は、市町と連携し、本県独自の被災者生活再建支援制度を創設することにより、国の制度の適用にならない被災者の支援に努めていくこと。

ウ 避難者対策

① 今後の大規模災害に対する具体的取組

今回の地域防災計画の見直しに伴い、首都直下地震や東海地震などを想定した県外避難者受入れ対策が盛り込まれた。今後は、国等の被害想定等をもとに具体的な取組を検討すること。

② 避難所の設置運営

避難者へのきめ細かな対応を行うため、市町や自主防災組織・ボランティア団体等との連携を強化するとともに、避難所開設・運営のための訓練を行うなど、支援体制の充実を図ること。

また、避難者が同伴した愛玩動物に対する救護や適正な飼育を通じて、避難者が心のやすらぎを得られるよう、市町や県獣医師会、

動物愛護団体、動物愛護推進員などとの協力体制を構築すること。

③ ボランティアの育成活用

ボランティア活動は個人の自主的な活動であるが、県は、日頃から、県民のボランティア意識の高揚を図るとともに、各人がボランティア活動したいときに円滑に行動できるよう、ボランティア活動を希望する者に対する研修や、とちぎボランティアNPOセンター、社会福祉協議会等関係機関との情報ネットワークづくりを行うこと。

また、災害発生時にボランティアセンターが迅速に設置されるよう、引き続き、災害ボランティアコーディネーターの養成に取り組むとともに、平時から社会福祉協議会やNPOなどとの意見交換の場を設けるなどして、連携体制の充実・強化を図ること。

④ 災害時要援護者への支援

災害発生時においては、高齢者や障害者、難病患者、妊産婦など、災害時要援護者の速やかな安否確認や災害情報の伝達、避難誘導を行う必要がある。このため、市町による災害時要援護者名簿の作成や避難支援プランの策定等を促進するとともに、広域健康福祉センターを単位として、各市町と意見交換の機会を設けるなどして、災害時要援護者に対するきめ細かな支援体制を構築すること。

⑤ 外国人への情報提供

外国人への情報提供においては多言語化が有効であるが、全ての言語に対応することは困難であるため、普通の日本語よりも簡単で、外国人にも分かりやすい日本語として、「やさしい日本語」の普及により外国人への円滑な情報提供を行うとともに、外国人が日本語を習得しやすい環境作りを支援すべきである。

エ 学校、地域等における防災体制の推進強化

① 学校防災マニュアル

県内ほぼ全ての公立小中学校で「学校防災マニュアル」が見直され、大地震発生時の一斉メール送信や児童生徒を保護者へ引き渡す訓練、下校途中の発生を想定した訓練などが盛り込まれたが、原発事故を想定した内容が不十分である。県の地域防災計画の見直しに合わせ、学校の防災マニュアルの新たな見直しに着手すること。

② 防災キャンプと体験活動指導者の養成

県は、青少年教育施設を利用した防災キャンプを実施したが、そ

それぞれの募集人数が少なかった。より効果的な学習活動内容となるよう事業内容を検証するとともに、できるだけ多くの児童生徒が自然災害から自分の命を守り抜く能力を習得できるように、参加機会を増やすよう努め、来年度以降も継続すること。

また、県は防災に関する体験活動指導者の養成講習も実施しているが、養成された指導者を学校や地域へ派遣するなど、地域の防災教育を推進するためのより具体的な取組を実施すること。

③ 医療機関・社会福祉施設における防災対策の促進

災害発生時に、入院患者や保育所・特別養護老人ホームなどの利用者を迅速かつ安全に避難誘導できるよう、様々な災害を想定した防災対策の見直しや避難訓練の実施を促すなど、引き続き、医療機関や社会福祉施設に対する適切な指導・支援を行うこと。

オ 地域防災力の向上

① 地域におけるリーダーの育成

自主防災組織の更なる育成・強化を図るため、警察、自衛隊、消防OBの活用も含めた地域におけるリーダーの育成支援を図ること。

② 防災士の活用

防災に関する一定の知識を備え、災害発生時に地域や企業でリーダー的な役割を担う「防災士」（NPO法人「日本防災士機構」が認定）の資格取得者が県内で増えているが、民間の資格で特別な権限や義務を持たないため、県内自治体における地域防災対策への組み込み方は様々である。大規模災害時は、行政のみの対応には限界があることから、地域の防災力向上策の一環として、防災士の活用について検討すること。

カ 再生可能エネルギーの利活用の促進

太陽光発電については、メガソーラー事業の候補地のうち 11 か所で事業者が決定するなど順調に進んでいるが、今後は、災害時に重要な役割を果たす防災拠点となる公共施設（県・市町の庁舎、学校、幼稚園、保育所、体育館、病院、社会福祉施設、道の駅など）に対する太陽光発電設備や蓄電池など再生可能エネルギーの導入を進めること。

また、「栃木再生可能エネルギービジネスモデル創造特区」及び「スマートビレッジモデル研究事業」について計画どおり進めるとともに、太陽光発電の取組に加え、小水力・バイオマス・温泉熱などの本県の豊富な未利用エネルギーについて、発電などへの利用をさらに積極的に推進すること。

2 震災（特に放射線被害）からの復興に向けた取組の促進について

(1) 風評被害対策

ア 食品等の風評被害対策

食品をはじめとする県産品については、今後とも、安全安心を確保していくため、モニタリング検査の実施と検査結果の速やかな公表による「可視化の継続」を図るとともに、「食の安全宣言」を広く県の内外に告知し、安全・安心PRイベントを積極的に展開するほか、首都圏の消費者向けのPRを強化すること。

また、福島第一原発事故の影響により、海外へ輸出される農林水産物や加工食品、工業製品等に対して、依然として輸入規制を行っている国・地域がある。このような規制が継続することは、海外への輸出を行う県内企業にとって、極めて深刻な状態となるものと考えられる。

そのため、政府間交渉により、農林水産物や加工食品、工業用品等の輸入規制を行っている諸外国・地域が早急に輸入規制を撤廃するよう、国に要請を行うとともに、食品等の輸出証明書は、国の責任で発行し、やむを得ず地方公共団体が行う場合は、十分な財政措置等を講じるよう、国に求めること。

さらに、放射線量等に関する正確な情報を在日外国政府関係機関等へ発信するとともに、県内企業による海外の商談会・見本市等への出展を積極的に支援し、風評被害の払拭に資する官民一体となった取組を推し進めるよう努めること。

イ 観光等の風評被害対策

本県への観光誘客については、東京スカイツリータウン®での誘客イベントや「とちぎ元気グルメまつり」など、栃木の食や観光に対する安全性についてPRに努めるとともに、市町や観光関係団体、交通事業者等と十分連携しながら、各地の観光資源の磨き上げや掘り起こしを進め、魅力あふれる旅行商品の造成や女性の視点を活かした本県の魅力についての効果的な発信に努めること。

さらに、観光振興・復興県民会議と連携しながら、地方自治体、地元観光業者とJRグループが連携して行う国内最大規模の大型キャンペーンであるデスティネーションキャンペーンの誘致などにより、観光地の風評被害払拭に努めること。

一方、海外からの誘客のためのインバウンド事業については、今後国内にある各国大使館などにとちぎの安全性や魅力をアピールするとともに、東アジアを中心に、メディア・エージェントの招請や海外プロモーション事業の実施などにより、誘客の促進を図ること。

併せて、中国系観光客の誘致にあたり、購買意欲及び利便性の向上を図るため、「銀聯カード」の早期導入に向けての事業者の意向調査や金融機関との調整を図るとともに、補助制度の設立を検討すること。

(2) 放射性物質により汚染された廃棄物の処理

ア 8,000ベクレル/kgを超える指定廃棄物

本県の8,000ベクレル/kgを超える指定廃棄物は、ゴミ焼却灰や浄水発生土、工業用水汚泥、下水汚泥などに稲わら等の農林業系副産物等焼却灰を加えると、9,000立方メートル以上と見込まれている。

こうした中、指定廃棄物の最終処分場については、平成24年9月3日に環境副大臣が来県し、候補地として矢板市塩田地区の国有林を提示したところである。

処分場の設置にあたっては、地元自治体や住民の理解が不可欠であるので、候補地選定の理由や施設の安全性等について、地元の理解が得られるよう十分に説明責任を果たすことを設置主体である国に対し強く求めると同時に、処分先の確保は本県全体の課題であるとの認識を持ち、県としても、国と関係自治体との調整に努めること。

また、最終処分場が設置されるまでの一時保管については、飛散防止及び空間放射線量の測定監視等の安全対策に鋭意取り組みながら、新たな保管場所が必要とされる際は、国に対し必要な支援を求めるとともに、保管者は速やかに関係市町及び住民と協議すること。

イ 8,000ベクレル/kg以下の廃棄物

8,000ベクレル/kg以下の廃棄物は、市町等が一般ゴミ等と同様に焼却などの処分をするが、除染作業で生じた廃棄物や製材時に発生した樹皮、乾燥しいたけなどの廃棄物について、関係市町と連携をしながら、安全な処分方法の検討を行うとともに、国に対しては、地域の実情を踏まえた処分先の確保を強く要請していくこと。

(3) 除染に関する取組

ア 市町への支援

県では、汚染状況重点調査地域に指定された関係8市町と栃木県除染関係市町連絡協議会を設置し、除染に伴う課題の解決に向けて情報の共有化を図るとともに、市町職員を対象とした除染講習会の開催や放射線測定器の貸出等、必要な支援を行ってきた。

しかしながら、より効果的な除染を実施するためには、更なるノウハウの蓄積が不可欠であることから、引き続き、国による実証事業の結果や最新の知見を適宜適切に情報提供するなど、市町に対する一層の支援に努めること。

また、本県は、国の補助制度において、「比較的線量の低い地域」とされており、住宅の表土除去等が補助対象外であることから、除染の効果が限定的との指摘もある。県内の汚染状況重点調査地域においては、「比較的線量の高い地域」と同等の除染方法が選択できるよう、引き続き関係市町と緊密に連携し、補助制度の弾力的運用が実現され

るよう国に対し強く働きかけること。

イ 県有施設等の除染

除染については、放射性物質汚染対処特措法の基本方針において平成25年8月末を目標としている。

このため、県有施設等の除染については、今後とも、市町の除染実施計画との整合を図りながら、関係市町の意向を十分に踏まえた上で、ホットスポット対策をはじめとする必要な除染に積極的に取り組むこと。

また、除染の成果について県民に分かりやすく周知すること。

ウ 森林や河川の除染

森林や河川等の除染については、対象面積が膨大であり、除染に伴う土砂災害の誘発など国土保全等において様々な課題が指摘されているほか、除染技術が確立されていない状況である。

このため、国による研究成果や実証事業の検証等、その動向を注視するとともに、具体的な対策が示されるよう国に求めること。

エ 除去土壌等の処理

除染の実施に当たっては、除去土壌等の処理が課題であることから、国の責任において中間貯蔵施設等の確保がなされるよう引き続き要請すること。

(4) 県民の健康影響への不安の払拭

県が設置した「放射線による健康影響に関する有識者会議」からは、県内の被ばく状況や現時点での科学的知見に基づき、「栃木県内は、将来にわたって健康影響が懸念されるような被ばく状況にない」との判断が示されたが、いまだに不安が解消されない県民も多く存在する。

同会議からは、①身の回りの放射線量（食品などのモニタリング結果）の可視化の継続、②県民がリスクを判断するための知見の提供とリスクコミュニケーションの継続、③放射線被ばく低減対策、④今後の状況に応じた的確な対応の4項目の提言を受けており、県民の健康不安の更なる軽減・払拭のため、県はこれらの提言に対する継続的な取組を実施していくこと。

(5) 県産農林水産物に関する放射性物質対策

福島第一原発事故による放射性物質の飛散は、今なお、本県の農林水産業に甚大な被害をもたらしている。このため、実質的な被害は勿論、風評被害を払拭する上からも、引き続き、モニタリング検査及び県内外

に向けた安全性のPRを継続するとともに、安全な農産物等の生産に向けた研究や放射性物質の農作物への吸収抑制対策及び牧草地の除染等を引き続き推進すること。

併せて、市町と連携し、出荷停止等により損失を受けた農林水産業者に対する経営安定対策に取り組むこと。

また、深刻な被害を受けているしいたけ生産者に対しては、安全な原木等を確保するとともに、安全な栽培方法の試験研究やしいたけ原木林やほだ場除染の実証実験の成果をもとにマニュアルを作成するなど、随時、生産者へ情報を提供しながら、栽培環境の改善指導に努めること。

(6) 原子力防災体制の充実強化

ア 原子力災害対策編の見直し

県では、「栃木県地域防災計画」を改定し、原子力災害対策編を新設したところであるが、国の原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針を踏まえ、必要な見直しを行うこと。

イ マニュアル等の策定と訓練の実施

具体的な実施手順等を定めたマニュアル等の作成や、原子力防災訓練を実施することにより実効性を確保すること。

ウ 国におけるPPAの検討

日本原子力発電(株)が運営する東海第二発電所(茨城県那珂郡東海村)から県境まで約32kmの距離にあることから、本県の一部がプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域(PPA)の圏域に該当するものと想定される。国の原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針においては、原子力災害対策重点区域が定められ、このPPAについても、今後、具体的に検討を進めるものとされた。

このような状況から、今後、国に対して、PPAの範囲や必要となる防護措置について早急に検討を進め、併せて、安定ヨウ素剤の配備をはじめとする所要の措置を国の責任において着実に実施するよう要請すること。

エ 原子力事業者との継続協議

県では、平成24年8月に東京電力(株)及び日本原子力発電(株)と「原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書」等を締結したところであるが、引き続き、県議会や市町の意向を踏まえた上で、損害賠償や立入検査、再稼働の事前承認等について、覚書等に盛り込まれるよう協議すること。

Ⅶ 5月6日に発生した竜巻被害について

1 被害の状況 【※平成24年10月31日時点】

(1) 気象の状況

06:06	県全域に強風注意報発表	
10:44	県全域に強風注意報継続	
11:54	県全域に竜巻注意情報発表	
12:50	同上（継続発表）	
14:11	同上（継続発表）	
15:11	同上（継続発表）	※16:20まで継続
19:38	県全域に強風注意報解除	

(2) 人的・住家被害

①人的被害：負傷者 13名（真岡市1名、益子町9名（うち重症1名、中等症1名）、茂木町 3名）

②建物被害：930棟

市町名	住家被害			非住家被害		文教施設	計
	全壊	半壊	一部破損	公共建物	その他		
真岡市	6	9	106	1	180	2	304
益子町	7	25	188	2	163	1	386
茂木町	—	7	126	1	105	—	239
市貝町	—	—	—	—	1	—	1
計	13	41	420	4	449	3	930
	474			453			

※公共建物：西田井保育所（真岡市）、大沢本郷公民館（益子町）、七井保育園（益子町）、芳賀地区消防本部茂木分署（茂木町）

※文教施設：西田井小学校2棟（真岡市）、益子西小学校（益子町）

③文教施設の被害状況（校舎被害は上記「②建物被害」に含まれる）

ア 県立学校

【県立茂木高等学校】

第2グラウンドの防球ネット支柱 倒壊4本、ひび割れ8本。その他、電柱が倒れ、周辺が停電し、北側の一般道路が通行止となった。
被害額：11,035千円

イ 小中学校

【真岡市立西田井小学校】

窓ガラスが200枚破損、倒木20本、体育館倉庫の屋根破損、体育器具小屋の損壊、屋上ベンチレーションブロック463枚破損など。

被害額：50,800千円

【益子町立益子西小学校】

窓ガラス3枚破損、体育器具小屋シャッター破損。

被害額：42千円

【益子町立七井小学校】

防犯灯カバー破損。被害額：100千円

(3) 道路の状況

- ・ 国道 294 号真岡鉄道北山駅付近（真岡市西田井）全面通行止
→ 5月6日 20:40 解除
- ・ 一般県道西田井二宮線（真岡市西田井）全面通行止
→ 5月7日 21:00 解除
- ・ 一般県道西原西田井停車場線（真岡市西田井）全面通行止
→ 5月6日 19:40～片側交互通行 → 5月7日 15:30 解除
- ・ 主要地方道宇都宮笠間線（益子町大沢）全面通行止
→ 5月6日 21:45 解除
- ・ 国道 123 号新那珂川橋西側約 100m（茂木町飯野）全面通行止
→ 5月6日 14:18 解除
- ・ 町道 392 号大沢宿大津沢線（益子町益子）舗装のめくれ約 20 メートル
→ 被災直後から通行可、舗装工事 7 月着工予定
- ・ 町道 284 号西浦線（益子町塙）舗装路肩のめくれ約 4.5 メートル
→ 被災直後から通行可

(4) 鉄道の状況

- ・ 真岡鐵道：真岡～茂木間 5 月 6 日停電のため 17:45 から 11 本運休、
5 月 7 日始発のみ茂木～真岡間運休、以後通常運行

(5) ライフラインの状況

- ①停電：最大約 8,000 件（5 月 6 日までに全域復旧済）
- ②電 話：5 月 6 日から引込線の被災による不通が発生
5 月 14 日 N T T 把握箇所は復旧完了
- ③断 水：益子町で停電に伴い 26 戸発生
5 月 6 日 16:15 住民通報により覚知
芳賀中部上水道企業団給水車対応、同日 18:23 復電に伴い解消
- ④その他：被害報告なし

(6) 避難所設置等

【真岡市】

- ・ 山前農村環境改善センター
(5 月 6 日 15:00 開設、1 世帯 1 名避難、5 月 8 日 10:30 解散)

【益子町】

- ・ あぐり館
(5 月 6 日 17:25 開設、開設中の避難者なし、5 月 14 日 9:00 解散)
- ・ 町民センター武道館
(5 月 6 日 17:25 開設、開設中の避難者なし、5 月 14 日 9:00 解散)

【茂木町】

- ・ 茂木町民センター
(5 月 6 日 15:00 開設、同日 22:00 解散)

(7) 農業被害（降電被害含む）

(単位：千円)

区分	計						
		真岡市	益子町	茂木町	小山市	那須塩原市	
1 農作物・施設被害	(1) 農作物	21,068	6,870	11,930	814	1,454	-
	(2) 農業生産施設	125,472	66,107	57,059	1,400	-	906
	小 計	146,540	72,977	68,989	2,214	1,454	906
2 農協等共同利用施設	68,000	-	68,000	-	-	-	
合 計	214,540	72,977	136,989	2,214	1,454	906	

- ※ 竜巻による被害 : 209,638 千円
降雹による被害 : 4,902 千円 [たばこ(益子町)、レタス(小山市)の被害のみ]

(8) 森林被害

- ・ 林地崩壊 1 か所 被害額 10,000 千円 (茂木町)
- ・ 林地倒木 4 か所 被害額 3,000 千円 (真岡市、益子町、茂木町)

(9) 被災の特徴

- 竜巻の被災地域は主に芳賀地区の 1 市 2 町と局所的だが、移動距離が約 32 kmにも及び、観測史上 2 番目の長さとなるなど、被害は甚大なものとなった。
- 今回の被災地は、東日本大震災でも直接被害を受けた地域であり、震災と合わせ二重の被害を受けた世帯が多かった。
- イチゴやトマトといった芳賀地区を代表する農産物の農業生産施設に多大な被害をもたらした。
- 住宅、学校等のガラス片やガレキ等が周辺区域に広範囲に飛散した。

2 課題

(1) 国の支援について

今回の竜巻が茨城、栃木両県にまたがって発生したにもかかわらず、茨城県つくば市に国の被災者生活再建支援制度が適用されたのに対して、栃木県では適用となった市町がないなど、同一自然災害でありながら、被災自治体間に不均衡が生じる等、行政界による一律の戸数要件や、「全壊」「大規模半壊」の認定要件の不明瞭さが問題となった。

また、東日本大震災に匹敵するほどのガレキが発生しながら、今回の竜巻により発生した災害廃棄物の処理費用は、全額国庫負担とならず、倒木や家屋解体費用及び安定型最終処分場処理の特例措置もなかった。

(2) 情報収集及び伝達について

官庁の閉庁日である休日に発生したため、県が最初に建物被害を認識したのが発生から 2 時間後であったなど、発生直後の被害情報が市町から県へ円滑に伝わらなかった。

気象庁は竜巻注意情報を発令していたが、当該注意情報は県全域単位で発令され、その有効期限も 1 時間と短く、また、的中率が 1 %程度と予測精度が低いことから、市や町は当該情報を防災無線等で住民に周知することはなかった。

(3) 防災教育について

学校では窓ガラスの破片が広範囲に飛散しており、学校に児童がいた場合、さらに大きな災害になっていたと考えられる。

特に、学校においては、竜巻注意情報が発令された際の具体的な対応マニュアルがなく、対応は各学校の判断に任されていた。

また、地域住民に対する竜巻発生の際の自衛手段（雨戸を閉める、窓際から離れる等）の周知が不十分だった。

3 国に対する要望

上記2の課題に対し、国の制度に関し、委員会において意見書の案文を作成し、委員全員の連名で意見書を提出した。

〔※詳細は、別添「参考資料」参照〕

【国への要望内容】

- (1) 被災者生活再建支援法の適用における支給要件の緩和と支給対象の拡大
- (2) 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度の特例措置
- (3) 災害廃棄物処理費用の全額国庫負担化
- (4) 中小企業の施設設備等の復旧に対する支援
- (5) 竜巻発生を観測体制の強化
- (6) 学校施設の窓ガラス等の飛散防止対策

4 県に対する提言

5月から6月に開催された当委員会において、竜巻被害に関し県に対応を求めた意見（提言）は、次のとおりである。

〔※前述VI「県に対する提言」と内容的に重複するものあり。〕

(1) 被災者生活再建支援制度について

被災者生活再建支援法の適用については、同一の自然災害で被害を受けた自治体が、県境や市町村界で適用・不適用の差が生じないように、柔軟な対応ができるように国に要望すること。

また、国の被災者生活再建支援制度を補完するため、県内市町と連携の上、本県独自の支援金制度や見舞金制度を創設し、住家被害に遭われた被災者に対する支援を図ること。

(2) 農業者支援について

竜巻により破損した農業用ハウスの再建や経営安定のための資金融通など、農業者が安心して営農できるよう支援を行うこと。

また、昭和43年に制定された農漁業災害対策特別措置条例等について、制定当時に比べてハウス栽培が増加している現状を踏まえ、時代のニーズに合った適用のあり方を検討すること。

(3) 廃棄物処理について

今回の竜巻により発生した災害廃棄物は、被災市町にとっては、東日本大震災に生じた災害廃棄物の処理に追われている中で二重の対応を迫られるものであり、加えて、今回の竜巻では屋敷林などの倒木が多く、早期の生活環境復旧に支障を及ぼしている。県は、国に対し処理費用の全額国庫負担を要望するとともに、市や町による廃棄物の処理が迅速に進むよう、処分方法や処分先の調整など積極的に支援すること。

(4) 情報収集及び伝達について

県では、勤務時間外における災害発生時に、被害状況の把握や初期応急対策を迅速に実施するため、あらかじめ緊急対策要員を指定し、本庁舎及び地方合同庁舎に職員を登庁させているが、これを充実発展させ、大規模災害発生初期に市町庁舎に職員を派遣するなど、市町の情報収集及び初動体制の支援強化を図ること。

さらに、県内に広く居住している県職員を活用し、休日夜間等において、局所的・突発的な自然災害が発生した場合には、被災地に居住している県職員から消防防災課へ情報を伝達する体制を整備すること。

また、災害時の情報収集ルートを複数確保しておくことが大事であり、行政の職員からだけでなく、県民からの情報収集の手段として、フェイスブックやツイッター等のSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の活用についても検討すること。

なお、竜巻注意情報については、発生予測の正確性や有効期間等の問題もあるが、県としても、各市町や各防災機関とともに、注意情報を受けてからの情報収集や伝達体制の充実強化を検討すること。

(5) 学校等の防災対策及び防災教育について

児童生徒が在学中の竜巻災害の発生を想定し、学校施設における窓ガラス破片の飛散防止対策及び竜巻が発生した際の対応方法について検討するとともに、竜巻に対応した避難訓練や登下校時も含めた対応マニュアルの作成等、学校の防災計画の見直しに取り組むこと。

また、公立の学校に限らず、災害時要援護者を抱える幼稚園、保育所、病院、及び老人介護施設等についても、対応マニュアルの作成に取り組むこと。さらに、地域や家庭との協働による学校の防災機能の強化を図ること。

さらに、自然災害から身を守るためには、想定にとらわれず、臨機応変に適切な対応を取ることが要求される。県民一人一人が自然災害に関する正しい知識を持ち、自然災害に遭遇した場合に的確な対応ができるよう、県民の防災意識のより一層の高揚を図ること。

5 提言の実現に向けた県の対応状況

4の提言を受け、県が早急に取り組んだ対策は次のとおりである。

[※前述Ⅴ「昨年度提言した施策に対する県の取組状況」と内容的に重複するものあり。]

(1) 被災者生活再建支援制度について

国に対し、被災者生活再建支援法の柔軟な運用等について、被災市町や全国知事会等とも連携しながら要望活動を行った。

また、被災者の早期救済の観点から県単独の見舞金を支給するとともに、同様の災害に備え、県と市町が連携して支援を行う県独自の被災者生活再建支援制度について、平成25年4月からの制度開始に向けて市町と協議を進めている。

(2) 農業者支援について

被害を受けた農家に対して、生産力の回復や農作業の安全確保等に係る技術対策をとりまとめ、農業者への周知指導を図った。

また、県農漁業災害対策特別措置条例に基づき、病虫害防除のための農薬購入費等に対する補助や施設復旧資金への利子補給を行うとともに、同条例施行規則の改正を行い、被災施設の取りかたづけ作業に対する補助を行うこととした。

併せて、国が新設した被災農業者向け経営体育成支援事業や、県が新設した農業生産施設竜巻等被害対策緊急支援事業に基づき、被災施設の再建に対する補助を行うこととした。

(3) 廃棄物処理について

竜巻の発生後、速やかに現地調査を行い、被災市町から課題や要望を直接聞き取り、仮置き場での保管方法や飛散防止対策など技術的支援を行うとともに、処分先の斡旋、調整などを行った。

また、平成24年5月18日に環境大臣あてに、竜巻により発生した災害廃棄物の処理に関する費用について全額国庫負担とする措置を講じることと、市町が行う生活環境の保全上支障となる家屋解体や倒木処理等を災害廃棄物処理事業の対象に含める等の事業対象範囲の拡大を図ることを要望した。

(4) 情報収集及び伝達について

地域防災計画の見直しのなかで、災害初動期における迅速な情報収集と市町との連携強化を図るため、市町庁舎に県職員を派遣することとしたほか、休日・夜間に竜巻等の局地的災害が発生した場合に備えて、県

職員からの災害目撃情報収集の仕組みを創設した。

また、災害時における情報収集や伝達のあり方についても、国の動向等を踏まえながら検討を進めている。

(5) 学校等の防災対策及び防災教育について

学校における窓ガラスの飛散防止対策については、国に対して、国庫補助要件の緩和等を要望した。

また、気象急変時の児童生徒の安全確保を盛り込んだ防災関係指導資料を作成及び配布するとともに、安全教育指導者研修会を開催するなど、学校における防災教育の充実に取り組んでいる。

Ⅷ おわりに

本委員会では、「震災（特に放射線被害）からの復興に向けた取組の促進について」及び「災害に強い地域づくりの推進について」を重点テーマとし、現在の被害状況について意見聴取するとともに、昨年度提言した施策に係る県の取組状況を検証するなど、東日本大震災からの復興と放射線被害対策を図るための調査研究を重ねてきた。

また、5月6日に県東南部で発生した竜巻被害に対しては、急きょ年間活動計画を変更し、いち早く被災地域の状況や要望を調査し、国や県に対して、被災地域への支援策や今後の竜巻対策について提言をしたところである。

県は、東日本大震災や福島第一原発事故を教訓とした地域防災計画の見直しをはじめ、各種の原子力災害対策、県民の健康影響に係る不安払拭に向けた「放射線による健康影響に関する有識者会議」の設置、そして、風評被害払拭に向けた全庁的な取組など、本委員会が提言してきた事項に対して迅速に取り組んでおり、こうした県の対応については、本委員会としても高く評価するところである。

しかし、地域防災計画は策定されたが、具体的なマニュアル作成や県民への普及啓発など、計画を実効性あるものにしていくのは、まさにこれからである。

さらに、本委員会が調査検証したところでは、県内産業は、いまだに放射性物質による直接的被害や風評という間接的被害に悩まされている状況にあり、加えて、指定廃棄物の最終処分場の問題や、健康影響への不安が解消されない県民が数多く存在するなど、課題も残っていることから、昨年度の提言に追加・補足する形で、新たな提言を盛り込んだ調査報告書をまとめたところである。

県においては、昨年度の提言を確実に実現させていくことと同時に、本報告書の提言や本委員会において示された委員の意見等を踏まえ、全庁が一丸となることはもちろん、県内各市町及び防災関係機関並びにボランティアやNPOなどの関係団体とも平時から連携を深めることにより、オールとちぎ体制で災害対策、防災対策及び放射線被害対策を一層推進していくことを強く要望するものである。

併せて、県議会としても最大限の協力、支援を惜しまない考えであることを申し添える。

最後に、本委員会の調査研究活動に御協力いただいた皆様に感謝を申し上げ、本委員会の報告とする。

IX 委員名簿

災害対策特別委員会

委員長	渡	辺	渡
副委員長	山	形	修 治
委員	齋	藤	淳一郎
委員	亀	田	清
委員	加	藤	正 一
委員	池	田	忠
委員	西	村	しんじ
委員	佐	藤	良
委員	相	馬	憲 一
委員	増	渕	三津男
委員	一	木	弘 司
委員	小	林	幹 夫
委員	早	川	尚 秀

X 調査関係部局

総合政策部
経営管理部
県民生活部
環境森林部
保健福祉部
産業労働観光部
農政部
県土整備部
教育委員会事務局
企業局
警察本部

昨年度提言した施策に対する県の取組状況

参考資料 1

(平成24年10月31日時点)

昨年度の提言項目	県の取組状況及び成果（東日本大震災から平成24年度末見込みまで）	関係部局
<p>3 災害に強い地域づくり</p>		
<p>(1) ハード面</p>		
<p>ア 公共性の高い施設等の耐震化</p> <p>災害時の拠点となる行政庁舎や災害時の避難所ともなる学校等の公共性の高い施設、病院、福祉施設等災害時要援護者が多く利用する施設等の耐震化は未だ十分とはいえ、構造体のみならず、天井材等非構造部材の耐震対策を早急に実施する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●栃木県建築物耐震改修促進計画において、防災上重要な県有建築物の耐震化率を平成27年度までに90%以上を目標としている。（平成23年度末で耐震化率は82.1%、平成24年度末（予算ベース）では耐震化率は88.1%となる見込み） ●災害時の拠点となる地方合同庁舎については、耐震性が不足している上都賀、芳賀、那須庁舎について、早期の耐震化に取り組んでいる。このうち、那須庁舎については、今年度耐震改修工事を実施し、上都賀、芳賀庁舎については、建替えも含めて検討を進めている。 ●県立学校については、平成24年度当初予算において、避難所ともなる体育館などについて計画を前倒しして実施した。 ●病院や社会福祉施設については、医療施設耐震化臨時特例基金や社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金等を活用して、災害拠点病院（震災後着工3病院）や社会福祉施設（同11施設）の耐震化整備を支援している。 	<p>（経営管理部） 保健福祉部 県土整備部 教育委員会</p>
<p>イ 道路の防災対策</p> <p>本県は、山岳部を中心に、落石、土砂災害、雪崩等への対策が必要な箇所が多数存在していることから、災害発生時や異常気象時においても、日常生活や産業活動等に必要なライフラインを確保するため、道路の防災対策を着実に進めていく必要がある。特に、道路防災危険箇所や緊急輸送道路に指定されている重要な路線については、防災対策や耐震対策を重点的に推進していく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●道路防災対策については、要対策箇所 1,245箇所のうち、平成23年度末で836箇所完了し、平成24年度も対策を継続中である。 ●緊急輸送道路の橋梁耐震化については、対象橋梁 244橋のうち、平成23年度末で 189橋の耐震化が完了し、第一次緊急輸送道路については、すべての耐震化が完了した。平成24年度も橋梁耐震化を継続中である。 	<p>県土整備部</p>
<p>ウ 河川、橋梁等の防災対策</p> <p>河川や橋梁等の防災対策や維持補修を早い段階で実施していくことは、被害を受けてからの復旧と比較し、費用の面でもメリットが大きいことから、洪水等の危険性の高い河川や経年劣化している橋梁等の点検を定期的実施し、計画的に整備や補修等を行っていく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●橋梁の長寿命化を図るため、平成20年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、計画的に修繕工事を進めるとともに、5年毎に定期点検を行なうこととしている。 ●修繕工事については、橋長15m以上で損傷度合いの大きい 109橋を優先箇所とし、平成23年度末までに40橋が完了し、平成24年度も修繕を継続中である。 ●河川の維持補修については、出水期前の重要水防箇所等の点検や日常の巡視結果により、必要な補修工事等を実施している。 	<p>県土整備部</p>
<p>エ 土砂災害危険箇所対策</p> <p>県内に多数存在する土砂災害危険箇所については、事業効果の高い箇所等から土砂災害防止施設の整備を進めていくとともに、「減災」の視点から被害を軽減するため、土砂災害警戒区域の指定や市町村でのハザードマップの作成を早急に進める必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ハード対策として、土砂災害危険箇所（6,924箇所）のうち、平成23年度～平成24年度の2ヵ年度で新たに23箇所の事業に着手し、21箇所の整備を完了した。（これまでに 539箇所が整備完了もしくは着手済） ●ソフト対策として、土砂災害警戒区域等に 2,358箇所を指定するとともに、関係20市町の土砂災害ハザードマップの作成支援を行った。 	<p>県土整備部</p>

提言項目	県の取組状況及び成果（東日本大震災から平成24年度末見込みまで）	関係部局
<p>オ 災害時の情報収集、伝達手段の確保や整備</p> <p>行政には、災害発生時に真っ先に対策本部を設置し、関係機関等からの情報収集や伝達をする責務があるが、今般の大震災時においては、一部市町等から、情報の収集や伝達が円滑にできなかったという課題も指摘されている。</p> <p>また、災害時の避難所ともなる学校や医療機関、福祉施設等公共性が高く、かつ災害時要援護者が利用する施設の災害時の情報収集、伝達手段も必ずしも万全とは言えない。大規模災害発生時において、被害を最小限にとどめるためには、防災関係機関相互の被害情報等の収集、伝達体制や住民に対する迅速な避難情報等の提供が不可欠である。</p> <p>今般の大震災では、固定電話や携帯電話が基地局の損壊や回線の集中等により使用できなくなったところであり、自治体や防災関係機関、学校や福祉施設等における情報の伝達、住民の迅速な避難、さらには消防団等による円滑な応急活動などのため、確実な情報伝達手段や体制を整備する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時における確実な通信体制を確保するため、非常用発電機、衛星携帯電話等の整備に取り組んでいる。 <ul style="list-style-type: none"> ・出先機関の防災行政ネットワーク設備の防災用発電機等を再整備 【県出先機関10箇所、中継所1箇所 予算総額 258,500千円（H24～H25）】 ・孤立可能性集落解消のため、市町が行う衛星携帯電話・非常用発電機の整備を支援 【（国1/2、県1/4）H24予算 39,824千円】 ・健康危機事象等に対応するため、健康福祉センター等に災害時優先電話を増設（8機） ・災害医療体制の充実を図るため、災害拠点病院や災害派遣医療チーム（DMAT）等に衛星携帯電話を配備（40機） ・介護施設や障害者支援施設等における自家発電装置の設置を支援（45施設） ・すべての県立学校、社会教育施設、県立体育施設に災害時優先電話を整備（92施設） ●NTTドコモのエリアメールなど緊急速報メールの活用により、県民向け災害情報提供体制を強化した。 ●県土整備部における災害情報の収集及び伝達体制、公共土木施設等の点検及び応急対策等を定めた「県土整備部震災対策要領」について、震災等を踏まえた所要の見直しを行うとともに、通信機器操作訓練を始め、各種の防災訓練を実施した。 	<p>（県民生活部） 経営管理部 保健福祉部 県土整備部 教育委員会</p>
<p>カ 災害時利用可能な土地の把握</p> <p>がれき等、直ちに撤去しなければならぬ災害廃棄物が大量に発生し、保管場所確保に苦慮した経験等を踏まえ、県有未利用地なども含め、災害時に即利用できるスペースを見極め、かつ、予めどのように有効利用できるか調査しておく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市町が処理すべき災害廃棄物の保管について、指導助言（災害発生時における職員の派遣や廃棄物処理状況の把握等）を実施している。なお、県有未利用地については、随時、情報を提供している。 ※廃棄物の処理は市町村が中心となるため、県は次項のような広域的調整や斡旋を実施している。 	<p>（環境森林部） 経営管理部</p>
<p>キ 災害廃棄物の処理</p> <p>今般の大震災では、がれき等の災害廃棄物が大量に発生し、保管場所や処理施設の確保が課題となったが、市町村によっては処理施設を持っていないところも多く、発災時に速やかな処理ができるよう、広域連携体制の充実強化を図る必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定」及び「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定」により、広域連携体制を整備しており、今般の大震災においても処分先の調整及び斡旋を実施した。 ①焼却施設が被災したことによる自治体間の調整 1件 ②通常、市町等で処理することがない瓦等の破碎業者などの紹介 11件 	<p>環境森林部</p>
<p>ク 停電時の交通整理対策</p> <p>東日本大震災では、県内の至る所で多くの信号機が滅灯し、警察官が手信号による交通整理を行った。その後の計画停電時には、最大限の警察官を配置し、交通の安全確保に努めたが、今後は、非常時に交通整理がスムーズに行えるよう、県全体での体制を構築しておく必要がある。</p> <p>また、停電時の信号機の非常用電源としてディーゼル発電機を導入しているが、設置箇所の大半は宇都宮市であることから、今後は宇都宮市以外の地域にも計画的に増設していくことが望まれる。さらに、交通信号機用のリチウムイオン電池システムを含めた非常用電源付加装置の導入・整備を検討する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●交通安全施設防災機能強化対策費の国庫補助を受け、信号機電源付加装置79基（既存31基）、可搬式発動発電機153台（既存27台）を整備した。 ●各警察署における手信号交通整理の指導者を養成するための実戦塾を開催し、全警察官に対する還元教養を実施した。 ●リチウムイオン蓄電池を使用した「静止型非常用信号機電源付加装置」は、供給時間が2時間30分程度で、蓄電に約11時間を要することなどの課題も多く、未導入であり、今後の性能向上に注目している。 	<p>警察本部</p>

提言項目	県の取組状況及び成果（東日本大震災から平成24年度末見込みまで）	関係部局
3 災害に強い地域づくり		
(2) ソフト面		
<p>ア 防災体制の整備</p> <p>大規模災害に的確に対応していくためには、迅速な職員参集体制や指揮命令系統の徹底、役割分担の明確化、防災関係機関相互の情報伝達手段の確保など、災害時応急活動体制の充実強化を図るとともに、災害の規模や長期化などに応じた柔軟な対応が可能な組織体制を構築することが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域防災計画において、長期にわたる災害に対応できるよう、全庁的な応援によるローテーションの確立や必要に応じた災害対応マニュアルの見直し等により、災害対策本部・支部の運営体制の充実・強化を図ることとした。 ●また、休日・夜間に竜巻等の局地的災害が発生した場合に備え、県職員からの災害目撃情報収集の仕組みを創設した。 ●災害時に迅速かつ的確な医療救護活動を行えるよう、これまでの県医師会、災害拠点病院、県柔道整復師会等との災害協定に加え、新たに県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会と協定を締結した。 ●災害医療本部の設置、災害医療コーディネーターの配置など、県医師会等との連携により、新たな災害医療体制を整備した。 	<p>県民生活部</p> <p>保健福祉部</p>
<p>イ 広域連携体制の整備</p> <p>今般の大震災では、大規模な複合災害によって市町村における行政の機能が停止するなどの例も見られたことから、県による市町村のバックアップ体制や市町村相互の応援、さらには他県自治体との連携など、自治体相互の広域応援体制を構築し、平時から訓練等を通じて連携体制を整備しておくことが重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村長会議や政策懇談会を通して、県内市町と地域防災計画の見直し等について意見交換を行い、県内市町との協働による政策形成や、県及び市町行政の円滑な運営と調整を図っている。 ●地域防災計画において、被災した自治体への職員派遣など、県と市町が一体となった“オールとちぎ”による応援体制の整備を図るほか、市町における他県の市町村との災害時応援協定の締結を促す等、応援体制の充実を図ることとした。 ●国の制度の適用にならない被災者に対し、県と市町が連携して支援を行う県独自の被災者生活再建支援制度について、平成25年4月からの制度開始に向けて市町と協議を進めている。 	<p>総合政策部</p> <p>県民生活部</p>
<p>ウ 物資等の供給体制の確保</p> <p>今般の大震災では、燃料や電力などの供給体制が大きな課題となった。県では物資等の供給について、既に多くの団体等と災害時物資供給協定を締結しているが、その品目や内容を点検し、今後必要とされる物資等について、関係団体や民間企業と供給協定を追加締結する必要がある。</p> <p>また、緊急時に物資等の供給が円滑に行われるよう、協定締結先との日ごろから連携体制を構築し、制度の確立に努めることが重要である。</p> <p>さらには、家庭における一定期間分の食料や電池などの非常用物資の備蓄を働きかけていくべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●栃木県石油商業組合との協定に加え、災害時における燃料確保対策を強化するため、地域における燃料配送拠点を強化する「災害対応型中核給油所等整備事業」（資源エネルギー庁補助事業）を推進している。 ●県民だより、ラジオなど広報媒体や「県政出前講座」等を活用した、家庭内備蓄の必要性等に関する知識の普及・啓発を実施している。 	<p>県民生活部</p>
<p>エ 避難者対策</p> <p>避難所には、高齢者や障害者、女性や外国人など、様々な人々が避難し、それぞれが、物質的な不自由や精神的な不安定を抱えるとともに、避難生活が長期にわたることも考えられる。</p> <p>避難者の多様なニーズに応えるためには、行政のみならず、ボランティアや自主防災組織など、様々な主体による柔軟な避難所運営体制を構築することが求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア・NPO等の協力、女性の運営参画等による避難所運営体制の充実や、災害時要援護者名簿の作成、平常時からの見守り体制の整備等を通じて災害時要援護者に対するきめ細かな支援を図ることなど、県地域防災計画の見直しを行った。 ●県・市町社会福祉協議会による災害ボランティアの養成、ボランティア団体の育成を支援している。 ●県と市の総合防災訓練において、災害時要援護者の救助訓練、外国人参加による避難訓練、DMATによる応急救護活動訓練、ドクターヘリによる救助訓練等を実施している。 ●災害時における外国人支援（翻訳・通訳支援、翻訳・通訳支援に係るコーディネート、外国人への情報提供等）を行うボランティア（災害時外国人サポーター）を養成するためのセミナーを実施している。 ●また、県と市町の総合防災訓練において、外国人参加による避難訓練を実施している。 	<p>県民生活部</p> <p>保健福祉部</p> <p>産業労働観光部</p>

提言項目	県の取組状況及び成果（東日本大震災から平成24年度末見込みまで）	関係部局
<p>オ 帰宅困難者対策</p> <p>今後、首都直下地震等の大規模地震が発生した場合、鉄道駅の周辺などを中心に、多数の帰宅困難者が発生することが考えられる。その対策として、鉄道事業者や施設管理者自らの対応体制を徹底するとともに、県、市町村、鉄道事業者の連携による迅速、的確な対応が必要である。</p> <p>併せて、公共交通機関が途絶した場合における個人や企業がとるべき行動についても日ごろから周知、啓発をしておく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域防災計画において、関係機関や鉄道事業者と連携し、大規模災害時における帰宅困難者の避難所への誘導や輸送手段の確保等を図ることとした。 ●鉄道事業者、バス協会、市町、県、警察で構成する「帰宅困難者対策連絡会議」を開催した。 ●「県政出前講座」等において、帰宅困難時における行動の普及啓発を図った。 	<p>〔 県民生活部 県土整備部 〕</p>
<p>カ ボランティア活動の支援、調整</p> <p>避難者へのきめ細かな支援には、行政やボランティア、NPO、民間企業等が、それぞれの特性を活かしながら連携して対応することが必要不可欠であることから、社会福祉協議会やNPOが主体となったボランティアセンターが早期に設置できるように、平時からの体制づくりが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者支援ネットワーク「とちぎ暮らし応援会」と連携した各種支援活動を実施している。 ●市町社会福祉協議会や行政職員等を対象とした災害ボランティアコーディネーター養成研修会（実施主体：県社会福祉協議会）について、より実践力を高められるよう、現地でのボランティア活動を盛り込むなど内容を充実させた。 	<p>県民生活部 保健福祉部</p>
<p>キ 学校、地域等における防災体制の推進強化</p> <p>幼稚園や保育所から高校、大学まで全ての教育機関等において、避難訓練を実施するのはもちろんのこと、各年齢層に合わせ、いつ、いかなる場所において災害に遭っても身を守る対応ができるよう、防災教育を徹底する必要がある。</p> <p>また、都市部と農山村部、工業地域や商業地域、河川等の地形の状況等それぞれの地域性や季節、時間帯等に応じた防災教育や防災訓練を促していくことが求められる。</p> <p>さらには、児童生徒等が保護者と離れた状況で被災した場合の安否確認や連絡方法等を決めておく等、日ごろから学校と家庭が連携し、防災体制を強化していくことが重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域防災計画において、児童・生徒及び教職員に対する防災教育の充実を図ることとしたほか、過去の災害の言い伝えや教訓の継承に努めることとした。 ●社会福祉施設に対する指導監査（定期監査）等において以下を指導している。 <ul style="list-style-type: none"> ①消防法に基づく避難訓練について、火災以外にも震災・暴風雨等も想定した訓練の実施 ②東日本大震災時の対応を踏まえた防災マニュアルの検証及び見直し ●保育所については、各種の会議、研修会等を通じて、事故防止の徹底に併せて、自然災害等への対応についての取組を指導している。 ●小・中・高の学校教師を対象に、防災関係指導資料を作成し配布した。 ●公立小・中学校、県立学校すべての担当者を集めて安全教育指導者研修会を開催している。 ●青少年教育施設の機能を活かした防災キャンプを開催している。 ●防災に関する体験活動指導者を養成している。 ●県民カレッジ関連講座及び図書館において、防災関連資料の収集等に努めている。 ●私立学校に対し、防災教育や防災体制の強化が図られるよう、様々な機会を通して必要な情報を提供している。 	<p>県民生活部 保健福祉部</p> <p>〔 教育委員会 経営管理部 〕</p>
<p>ク 地域防災力の向上</p> <p>災害に強い地域をつくるためには、行政による「公助」はもちろんのこと、自分の身は自分で守る「自助」及び自分たちの地域は自分たちで守る「共助」が非常に重要である。このため、今般の大震災により地震に対する関心が高まっている中で、県民一人ひとりがより一層、災害に対する備えを進めるよう、防災意識のさらなる普及啓発に努めるとともに、自主防災組織や消防団など地域のコミュニティが主体となった防災組織の活性化を進め、地域の防災力を高めていくことが重要である。</p> <p>そのためには、日ごろからの家庭での話し合いや地域における防災訓練などを通じて、県民一人ひとりが自助や共助による防災の意識を高めるとともに、学校や職場等における防災教育の充実強化や地域コミュニティの形成など、県民総ぐるみによる防災力の向上が求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織の育成・強化を図るため、運営ノウハウや活動事例等を紹介した手引書を作成するほか、リーダー研修会等を開催する。 ●自主防災組織育成支援事業（県単）により、地域における防災組織の充実強化を図った。 ●避難勧告等の具体的な発令基準の策定について、市町を支援した。 ●テレビやラジオ等の広報番組や県政出前講座等により、消防団への加入促進、県民の防災意識の高揚を図った。 ●東日本大震災発災時に各市町が講じた災害時要援護者に対する支援内容等について調査を行い、課題を整理した。また、調査結果等を市町に提供するとともに、市町担当者との意見交換を実施した。 ●民生委員・児童委員を対象とした研修会において、災害時要援護者の支援方法や東日本大震災発災時に各市町が講じた支援内容等について説明し、今後の活動の参考とした。 	<p>〔 県民生活部 県土整備部 〕</p> <p>保健福祉部</p>

提言項目	県の取組状況及び成果（東日本大震災から平成24年度末見込みまで）	関係部局
<p>ケ 再生可能エネルギーの利活用の促進</p> <p>福島第一原子力発電所事故後、しばらくの間計画停電が実施され、県民生活、経済活動に大きな影響があった。今後も夏季や冬季など電力需要の高い時期を含め、1年を通して十分な電力供給が保障されていない状況にあり、太陽光や小水力等身近な再生可能エネルギーの利活用を促進するための施策を積極的に実施していくべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●有識者会議と庁内検討会を設置し、本格的な取組に着手した。 ●メガソーラー事業を推進した。 【候補地：61箇所、事業者決定：12箇所、事業者選定中：12箇所（平成24年10月23日現在）】 ●住宅用太陽光発電システム設置補助金の対象件数を増加した。【(平成23年度)3,000件→(平成24年10月末現在)9,000件】 ●再生可能エネルギー発電施設設置資金貸付新設(平成24年度～) ●農村地域におけるエネルギーの地産地消を目指して、産学官で構成する「栃木県スマートビレッジモデル研究会」において、農村地域に存在する未利用の再生可能エネルギーの有効利用を図っていくための調査、検討を実施した。 【平成24年3月 小水力発電施設設置】 ●「栃木県再生可能エネルギービジネスモデル創造特区」では、小水力エネルギー、企業、人材、資金等の地域資源を活用した全国初の先駆的ビジネスモデルによる小水力発電の取組を推進した。 【平成23年12月 総合特区に地域指定】 ●企業局では、日光市小百川地点の水力発電開発に係る調査・検討を実施している。昨年度は、発電規模の検討を行い、今年度は、河川流量調査及び地質調査を実施している。 また、矢板南産業団地において、「とちぎサンシャイン」プロジェクトに基づくメガソーラー事業の誘致を推進している。 	<p>環境森林部</p> <p>農政部</p> <p>企業局</p>

提言項目	県の取組状況及び成果（東日本大震災から平成24年度末見込みまで）	関係部局
<p>4 放射性物質汚染対策</p> <p>(1) 放射能の監視体制の強化</p> <p>先の政府発表では、原子炉の冷却が安定し放射性物質の放出が抑えられた「冷温停止状態」とされたが、今後の原子力施設における放射性物質の拡散を早期に発見するためには、空間放射線量のモニタリングポストを増設していくことが必要であり、県民の不安を払拭するためにも、大気に加え水道水などの環境モニタリングを継続していくことが重要である。</p> <p>さらに、今後、隣接県等に立地する原子力施設において緊急事態が発生した場合も想定し、放射線防護対策に必要な情報を収集するための緊急時モニタリングに迅速に移行できるよう体制を整えることが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急時の環境放射線モニタリングを迅速かつ円滑に実施するための体制整備について、地域防災計画に基本的な方針を定めた。 ●モニタリングポストは、既設の1箇所(県保健環境センター)を加え29箇所設置し、県内全市町での測定結果を県ホームページで24時間リアルタイムに公表している。 ●県保健環境センターの水道水(宇都宮市松田新田浄水場から配水された蛇口水)の放射性物質は、週1回の測定及び3ヶ月に1回(3月間採取)の精密測定を実施している。 ●降下物は、毎日の測定及び月1回(1月間採取)の精密測定を実施している。 ●国が実施した公共用水域等のモニタリング結果を県ホームページで公表している。 ●北那須・鬼怒水道事務所では、水道水の放射性物質の検査について、平成23年3月20日から5月8日までは毎日、5月9日から12月31日までは週3回、平成24年1月1日から現在までは週1回の頻度で測定を実施している。また、原水(河川水)についても、平成24年4月1日から水系の代表地点として週1回の頻度で測定を実施している。 ●その他、水道事務所の敷地境界における放射線についても測定を実施している。 ●これらのデータを水道課ホームページに掲載して、広く県民に周知を図っている。 ●なお、今までに原水及び水道水から放射性物質が検出されたことはない。 	<p>県民生活部</p> <p>環境森林部</p> <p>企業局</p>

提言項目	県の取組状況及び成果（東日本大震災から平成24年度末見込みまで）	関係部局
<p>(2) 風評被害対策</p> <p>農林水産物に含まれる放射性物質をモニタリングすることは、食に関する安全安心と信頼の確保に繋がるものであり、生産者と消費者の信頼関係を深めることはもとより、関連産業の復興においても必須条件である。</p> <p>このため、引き続き、生産者及び消費者双方の立場に立ったモニタリングを実施し、安全性が確認された時点で、分かりやすい情報を県内外に対して積極的に発信することが求められる。また、今後、食品中の放射性物質に関する規制値については、国による変更等、その動向を注視する必要があるが、併せて、国に対しては、通常の摂取形態や最新の科学的知見に基づいた規制値を策定し、国民に分かりやすく説明するよう、働きかけを継続することが求められる。</p> <p>一方、県内の観光地は福島第一原子力発電所事故によって、風評被害という大きな打撃を被っている。このような中、風評被害払拭に向けては、適切な情報発信が重要であることから、大気、土壌、水、食など放射性物質に関するあらゆる情報をきめ細かに提供するとともに、国内はもとより海外旅行者も含めた誘客促進と「とちぎブランド」のイメージアップに向け、一層機動的かつ戦略的な取組を実施していくことが必要である。</p> <p>さらに、風評によって生じた損害が適切に賠償されるよう県としても国に対して引き続き要請を行うべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内の製材製品（スギ、ヒノキの柱、板材等）の放射能濃度測定を実施している。（現在まで不検出） ● 平成23年4月18日から平成24年10月末までに、きのこ、山菜等特用林産物54品目925検体のモニタリング検査を実施している。 ● 検査結果を県政記者クラブに情報提供するとともに、県のホームページで公表している。 ● 保健環境センター等に放射性物質測定装置を整備し、モニタリング検査体制を強化するとともに、県ホームページ等を活用して速やかに検査結果を公表し、消費者の安全・安心の確保に努めた。 ● 平成24年度食品衛生監視指導計画において、新たに放射性物質検査の項目を追加し、流通食品、水道原水の検査を実施している。 ● 県産加工食品や農産物の輸出の際に必要な放射性物質検査等証明書の発行を行っている。 【発行件数 2,142件(平成23年4月～平成24年10月)】 ● 国内に向けた観光誘客については、平成23年4月5日に知事が「とちぎ観光安全宣言」を発表し、これを契機に、首都圏の大手旅行代理店や教育委員会を訪問し、本県へのツアー商品の企画や来訪を依頼した。 また、各種イベントを行い、首都圏に向けて観光と農産物の安全をPRしたほか、「一家族一旅行運動」の推進や、全国ネットのテレビ番組の誘致を進めるなど、観光客回復への取組を進めてきた。 ● 平成24年5月22日には東京スカイツリータウン内にアンテナショップがオープンし、併せて旅行者向けのプレミアム付き宿泊旅行券「元気度 日本一 とちぎ“券”」を発行し、首都圏及び県内からの誘客対策を行っている。 ● 外国人誘客対策としては、香港・台湾・中国にキャラバン隊を派遣し、積極的に本県のPRを実施したことに加え、情報発信の取組として、観光・県産品輸出において関係の深い国の在日大使館に対し風評被害払拭の協力を依頼するとともに、週1回程度、県内の大気、水道水、農作物の放射線情報をメールで送付している。 さらに、本県の魅力的な観光資源、農産物や伝統工芸品等の県産品並びに経済分野等における優れた実力等についての認知度の向上を図り、本県のイメージアップ、風評被害の払拭及び県産品の販路拡大等へ繋げることを目的としたDVDを作成し、友好交流先や在外公館等へ配付した。 ● 観光業等の風評被害に係る損害賠償については、賠償基準を地域の実情等を反映したものとすよう昨年10月7日に東京電力に対して要望し、その後基準が見直され、観光業者等に対する賠償が進んだ。 ● 県産農産物の安全安心と信頼の確保に向けて、検査機器を増設するとともに、検査品目の拡大や区域の細分化など、モニタリング検査を徹底し、その結果を速やかに公表している。 【平成23年度:85品目、1,447検体 平成24年度:約160品目（10月末142品目、5,119検体）】 ● 県産農産物の安全性に関する理解を促進するため、県内外におけるキャンペーンの展開をはじめ、メディア等を活用した広報周知や児童生徒・消費者向けパンフレットの配布等など、幅広い情報発信に取り組んでいる。 また、専門家による講演や意見交換を通じて正しい知識の共有を図るリスクコミュニケーションを県内各地で取り組んでいる。 【PRイベント 193回（平成23年～平成24年10月末時点）】 ● 基準値以下の農産物の安全性について、国の責務で国民や食品事業者等の理解を浸透させるよう申し入れるとともに、損害賠償についても、風評被害を全て対象とし、東京電力及び国の責任において早急に全額支払いするよう要請活動を行った。 	<p>環境森林部</p> <p>保健福祉部</p> <p>産業労働観光部</p> <p>農政部</p>

提言項目	県の取組状況及び成果（東日本大震災から平成24年度末見込みまで）	関係部局
<p>(3) 放射能汚染物質の処理</p> <p>県及び県内各市町村においては、放射性物質を含む稲わらや牧草、浄水発生土、下水汚泥、焼却灰等の処理、保管場所や処分先等に苦慮している状況にある。こうした各種廃棄物等の一刻も早い処理に向け、引き続き国に対し、最終処分場及び保管場所の確保について責任ある対応を強く求めるべきである。</p> <p>併せて、国において汚染可能性のある物質等について早急に調査の上、モニタリングや処理に関する具体的な基準を示し、迅速に処理することを強く要請すべきである。</p> <p>さらに、これらの処理に当たっては、地域住民の理解を得ることが必要であることから、円滑に実施できるよう適切な情報提供が求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●国に対して、平成23年12月及び平成24年3月に放射性物質に汚染された廃棄物の処理に関する緊急要望を実施した。 <p>【要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の責任において8,000ベクレルを超える放射性物質が含まれる指定廃棄物を速やかに処分するとともに、指定廃棄物以外の放射性物質に汚染された廃棄物についても、最終処分先の確保等に関する具体的な支援や住民理解促進のための情報提供、知識の普及啓発を行うこと。 ・賠償が円滑に行われるよう東京電力(株)を指導すること。 <ul style="list-style-type: none"> ●平成24年7月に国の施策等に関する提案・要望を実施した。 ●全国知事会や関東知事会等を通じての要望も実施した。 <p>《参考：その他個別の取組》</p> <p>[農業資材等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8,000ベクレルを超える稲わら、堆肥、腐葉土、牧草については、市町・関係団体等と連携し、国による最終処分までの措置として隔離した状態での一時保管を完了した。【稲わら53戸、堆肥17戸、腐葉土10事業者等】 ・8,000ベクレル以下については、圃場へのすき込みや埋却等による処分及びシート等による一時保管を完了した。 <p>[下水汚泥]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低濃度の下水汚泥については、セメント原料等として民間処理を推進している。 ・民間で引き取らない高濃度の汚泥については、下水道資源化工場で焼却・熔融スラグ化（減容化、不溶化処理）し、県内4箇所の下水処理場で既存建物内又はテント倉庫を設置して一時保管している。 ・保管状況については、敷地境界4箇所で毎日空間放射線量率を測定して、その結果をホームページに公開し、処理場正門にも掲示している。 <p>[浄水発生土]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質を含む浄水発生土の国における処分先の確保等について、企業局が会員となっている日本水道協会から国に要望した。 	<p>環境森林部 農政部 県土整備部 企業局</p>
<p>(4) 放射性物質の除染対策</p> <p>放射性物質の除染については、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき汚染状況重点調査地域はもとより、県内各市町村に対しても、国が示した「除染関係ガイドライン」や国による実証実験の結果を踏まえた除染技術に関する情報提供など、出来る限りの支援に取り組む必要がある。</p> <p>また、地域住民等に対する除染講習会を開催するなど、地域の協力が得られやすい環境づくりにも努めるべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●県有施設の除染については、関係市町が策定した「除染実施計画」に基づき、県民の利用状況や空間放射線量を考慮の上、実施している。＜平成24年10月末現在 実施対象：24施設 [県立学校：13施設、県営都市公園：2施設、その他：9施設]＞ ●効果的な除染ができるよう、放射線に関する基礎知識や具体的な除染手法等に関する講習会等を開催した。 <p>平成24年5月17日 第一回除染講習会 対象者：各市町職員 9月6日 第二回除染講習会 対象者：事業者及び一般 9月26日 除染状況見学会 対象者：各市町職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県産農産物の安全性を確保するため、「牧草地除染マニュアル」を策定し、市町が取り組む牧草地の除染を支援した。 ●農作物の放射性物質吸収を抑制するため、「放射性物質に関する技術対策指針」を策定し、生産者に対して、カリ質肥料の施用や深耕などの技術対策を徹底した。 	<p>県民生活部 環境森林部 保健福祉部 産業労働観光部 農政部 県土整備部 企業局 教育委員会</p> <p>農政部</p>

提言項目	県の取組状況及び成果（東日本大震災から平成24年度末見込みまで）	関係部局
<p>【5】 県民の理解促進</p> <p>教育機関をはじめ県民に対して、放射線に関する知識の普及啓発を積極的に推進するとともに、健康被害に関する不安を払拭するため必要な対策に取り組むべきである。これまで実施した農業振興事務所におけるリスクコミュニケーションは放射性物質に関する正しい知識の普及に有効であることから、消費者に加え、幼稚園や小中学校等の保護者等を対象とした幅広い取組を展開し、県産農産物等の安全性に係る正確な理解を深めていく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●放射線・放射能に関する情報が、県民にとってよりわかりやすいものとなるよう「放射線・放射能対策に関する総合状況」にまとめ、情報提供方法を見直したほか、提供内容を充実させた。 ●平成23年10月に設置した「放射線による健康影響に関する有識者会議」に関連し、県民の意見を有識者会議に反映させるための広聴会（平成24年2月11日）や、有識者会議の報告書の内容等を周知するためのシンポジウム（平成24年7月1日）を開催した。また、県民からの質問に対して、会場や県ホームページ上で回答を行い、県民の放射線に対する理解の促進、不安の軽減に努めた。 ●放射性物質と食品の安全性などをテーマとして、講演会や意見交換会等を延べ3回開催するとともに、放射性物質の新基準値や県の安全対策、相談窓口等をわかりやすく説明するためのパンフレットを作成、配布し、消費者の理解の促進に努めた。 ●特に、乳幼児や妊産婦と接する機会の多い、母子保健福祉に関わる行政職員や施設職員等を対象に研修会を延べ2回開催し、放射線に関する理解の促進に努めた。 ●放射性物質と県産農産物に対する不安の解消に向けて、各農業振興事務所に相談窓口を設置するとともに、専門家による講演と意見交換を通じて放射性物質に関する正しい知識の共有を図る、いわゆるリスクコミュニケーションを消費者はもとより、子供を持つ保護者等も対象として開催した。【H23年度：15回 ・H24年度：35回見込み】併せて、農業者や農業志向者を対象として、放射能対策に係る生産技術等の研修会を実施した。【H24年度：11回見込み】 ●教職員等に対して、学校における放射線・放射能についての講習会を開催し、併せて、「放射線の影響に関するQ&A」（教職員向けブックレット）の作成・配布を行った。 	<p>県民生活部</p> <p>保健福祉部</p> <p>農政部</p> <p>教育委員会</p>
<p>【6】 県民の健康影響への不安払拭</p> <p>昨年12月に厚生労働省から、福島第一原子力発電所事故後設定された食に含まれる放射性物質（セシウム）の暫定基準値に代わる新たな基準値案がようやく示され、併せてその算定根拠となる年間の被ばく限度線量の引下げもされたものの、県民の放射性物質による健康影響への不安は根強く、放射性物質に関する各種モニタリング調査を継続的に実施し、具体的なデータを提示しながら、県民の健康不安の払拭を図っていく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●県民の放射線に関する健康不安を払拭、軽減するため、空間放射線量率、降下物、上水など、各種モニタリング調査を継続的に実施し、県ホームページ等で公表するとともに、平成23年10月に「放射線による健康影響に関する有識者会議」を設置し、有識者会議の提案を踏まえ、平成24年1月から「県民の放射線被ばく線量を把握するための調査」を実施した。 ●有識者会議からは、平成24年6月18日に、調査結果等を踏まえ、現時点では、「将来にわたって健康影響が懸念されるような被ばく状況にない」との評価及び「身の回りの放射線量の可視化の継続」など県への提言を主な内容とする「栃木県における放射線による健康影響に関する報告書」が提出された。（「資料2-2」参照） ●学校給食について、喫食前の食材検査及び調理後の一食まるごとの検査を実施し、安全安心な給食を提供した。 	<p>環境森林部</p> <p>保健福祉部</p> <p>教育委員会</p>
<p>【7】 食品に関する放射性物質対策</p> <p>農林産物や野生獣肉、加工食品等の安全確保や風評被害払拭のため、生産者への的確で迅速な各種情報の提供や支援、消費者への正しい知識の普及や相談体制の構築、モニタリング検査の継続及び品目の拡充等により、生産から最終消費に至る全過程において、放射性物質に対する食品安全管理体制を確立し、県産農産物及び食品の安全性や信頼性を確保する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ゲルマニウム半導体検出器など放射性物質測定装置を整備するとともに、検査対象品目の拡大や検査区域の細分化など、県産農林水産物や野生獣肉、流通食品等に係るきめ細かなモニタリング検査を実施した。これらの検査結果については、県ホームページ等を活用して速やかに公表し、消費者の安全・安心の確保に努めた。 また、産業技術センターにおいては、県内で製造し出荷する加工食品等について、企業等からの依頼による測定を実施し、調査結果について、依頼者への速やかな報告等に努めた。 〈ゲルマニウム半導体検出器〉 <ul style="list-style-type: none"> ・保健環境センター 1台 ・産業技術センター 1台 ・農業試験場 2台 ・林業センター1台 〈NaIシンチレーション検出器〉 <ul style="list-style-type: none"> ・くらし安全安心課1台 ・林業センター2台 ・食肉衛生検査所2台 ・農業振興事務所など農政部出先機関 19台 ・教育事務所 5台 ●県内外のイベントなどを通じて、県産農産物の安全性をPRするとともに、農業振興事務所への相談窓口の設置やリスクコミュニケーションにより、放射性物質に関する正しい知識の啓発に努めた。 ●新たに「放射性物質に関する技術対策指針」を策定し、生産者に対し、放射性物質の吸収抑制に効果のある技術対策を指導した。 しいたけ生産者に対しては、新たな原木への更新など生産基盤の再生や、林業センターの研究成果を踏まえた安全な栽培方法について指導した。 	<p>環境森林部</p> <p>保健福祉部</p> <p>産業労働観光部</p> <p>農政部</p> <p>教育委員会</p>

提言項目	県の取組状況及び成果（東日本大震災から平成24年度末見込みまで）	関係部局
<p>(8) 国等への要請</p> <p>今回の事故からも明らかのように、原子力災害の影響は広範囲に及ぶため、国の責任において、関係地方公共団体の意見等を踏まえた上で、必要な対策と所要の財政措置を講じるよう粘り強く働きかけるべきである。</p> <p>また、出荷制限や風評による価格下落等の損害を被っている農林業者や観光客が大幅に減少している観光事業者などが行う、原子力災害に係る損害賠償請求に対する支援が引き続き必要である。</p> <p>さらに、今後、放射線による健康影響や除染技術に関する調査研究等に進展が見られることも想定されるため、国に対し、最新の知見や情報が即時性をもって提供されるよう要請していくべきである。</p>	<p>●福島第一原子力発電所事故の発生以来、放射性物質のモニタリング体制の構築や風評被害対策、放射性物質の健康影響に関する正確でわかりやすい情報の提供、除染に係る国庫補助制度の適用拡充など、直面する課題への速やかな対応と財政措置について適時緊急要望を実施するとともに、全国知事会や関東地方知事会をはじめ、隣県や県内市町村とも共同するなど、あらゆる機会を通じて要望活動を行っている。</p> <p>また、各自治体及び民間事業者（農林漁業・観光業）が行う原子力災害に係る損害賠償請求についても、原子力政策を推進してきた国の責任において東京電力(株)を指導するなど万全の措置を講じるよう求めている。</p> <p>《参考：具体的取組》</p> <p>[除染]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除染に係る全ての費用を国庫負担とするよう国に対して緊急要望を実施した。 ・地域の実情や放射線量に応じたきめ細かな除染を実施するため、庭等における表土の除去など、比較的線量の高い地域と同等の財政措置を講じるよう緊急要望を実施した。 ・除染に関する国の実証実験の結果等について、適時適切に情報収集に努めている。 <p>[樹皮]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風評被害等により流通が停滞し、原木市場や製材工場内に滞留した樹皮の焼却処分等を要望し、予算化された。 【平成23年12月補正予算 54,800千円：内閣府】 ・業界と連携した交渉により、平成24年の樹皮の処分等は東京電力の賠償対応となった。現在処分進行中である。 <p>[特用林産物]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特用林産物の基盤立て直しのための支援として、『特用林産施設等体制整備事業』のH25以降の継続を国に要望した。 ・東日本大震災から昨年度にかけて、災害復旧等に関する要望、放射性物質の規制値適用方法の見直し等に関する要望、栽培農家に対する損害賠償に関する要望など4件の要望書を提出した。 <p>[廃棄物処理]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国に対して、平成23年12月及び平成24年3月に放射性物質に汚染された廃棄物の処理に関する緊急要望を実施した。 ・平成24年7月に国の施策等に関する提案・要望を実施した。また、全国知事会や関東知事会等を通じての要望も実施した。 <p>[モニタリング体制]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国に対して、環境モニタリング体制の更なる拡充を図るとともに、モニタリング結果等の適切な情報提供を要望した。 <p>[医療、保健、福祉、飲料水]</p> <p>次の課題への速やかな対応について、適時緊急要望を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画停電の実施に伴う医療機関等への配慮及び医療施設における自家発電設備の整備 ・暫定規制値を超えた場合の飲用水の摂取制限に関する統一指針の策定や飲用水の放射線汚染に関する規制値の早期設定 ・医療機関や社会福祉施設等の早期な復旧 ・夏場の電力需給対策における医療機関や社会福祉施設等への配慮及び休日保育特別事業等に係る財源の確保等 ・住民の不安払拭のための国の責任による放射線量の測定、放射性物質の除去、健康影響調査など必要な措置 <p>[食品輸出、観光]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本来は、国が行うべき食品輸出の際に必要な放射性物質検査等証明書の発行を、県が行っている。 【発行件数 2,142件(平成23年4月～平成24年10月末)】 ・風評被害に係る損害賠償請求に対する支援については、賠償基準を地域の実情等を反映したものとするよう平成23年10月7日に東京電力に対して要望し、その後基準が見直され、観光業者等に対する賠償が進んだ。 <p>[農産物]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県協議会等が行う請求に係る様式の作成等を支援するとともに、寄せられる個別相談に対しても、東電との協議の場を設置し橋渡しを行うなど、支援している。 	<p>総合政策部 県民生活部 環境森林部 保健福祉部 産業労働観光部 農政部</p>

提言項目	県の取組状況及び成果（東日本大震災から平成24年度末見込みまで）	関係部局
<p>(9) 原子力防災体制の充実強化</p> <p>今回の原子力災害は様々な領域に及んでおり、対応すべき課題は多様化かつ高度化しつつある。このような情勢に迅速かつ的確に対応し、有効な手立てを打つためには、県地域防災計画の「原子力災害対策編」や「原子力災害対応マニュアル」を早期に策定し、関係者への普及啓発を図り、全庁が一丸となった取組、体制のさらなる充実強化が必要である。</p> <p>さらに、隣接する茨城県の東海第二発電所等から県境までの距離が約32kmであり、今後国の防災対策を重点的に充実すべき地域が、原子力施設から概ね30km以内に拡大される可能性も鑑み、原子力施設の運転状況など、平時、異常時の情報連絡や風評被害を含めた損害の賠償等について、原子力事業者等と安全協定の締結も視野に入れ、原子力災害からの安全確保を図る必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、原子力災害対策に全庁が一丸となって取り組むため、平成24年4月、知事を本部長とする栃木県原子力対策本部を設置し、庁内の総合調整や関連情報の一元化に加え、国、市町、関係機関と緊密に連携し対策を実施している。 ●近隣県における原子力発電所での事故を想定し、本県としての原子力災害対策への基本的な方針を示すため、平成24年10月に地域防災計画（原子力災害対策編）を策定した。 ●また、上記地域防災計画と整合を図りながら、東京電力福島第一原子力発電所事故において対応した経験等を踏まえ、細部の手順等を規定した「原子力災害対応マニュアル」を作成中である。 ●さらに、原子力防災においては、初動体制の整備が重要であることから、平成24年8月に、近隣県の原子力事業者と「原子力発電所の安全確保に係る通報連絡に関する覚書」等を締結し、異常事象が発生したときに、原子力事業者から迅速・正確な情報を入手できるようにするとともに、平常時においても、市町職員を交えた連絡会を行うなど、県民の安全・安心を図る体制を整備した。 	<p>県民生活部</p>

竜巻等災害への対応に関する意見書

平成二十四年五月六日に発生した竜巻等災害は、竜巻による災害としては国内最大級となるものであり、本県においては、真岡市、益子町及び茂木町において、十一名の負傷者と九百棟を超える建物被害のほか、農作物や農業用生産施設、さらには学校等に大きな被害が生じ、住民生活や生産活動等に極めて甚大な打撃を与えた。これらの被災地域は、昨年三月十一日に発生した東日本大震災において激甚災害となった地域であり、今回の災害は、東日本大震災の復旧・復興に取り組む中で起こった二重の災害であるため、状況は極めて深刻であり、手厚い支援が必要である。

よって、国においては、被災者の生活再建を速やかに進めるとともに、被災地の復旧について万全の措置を講じるため、下記の項目について早期に実現を図るよう強く要望する。

記

- 一 被災者生活再建支援法に基づく支援金について、局地的な災害に対しても支給が可能となるよう支給要件を緩和するとともに、半壊や一部損壊を対象に含めるなど支給対象を拡大すること。
 - 二 独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度について、融資利率の引下げ等の特例措置を講じること。
 - 三 竜巻等災害により発生した災害廃棄物の処理について、全額国庫負担とするとともに、安定型産業廃棄物最終処分場における処理の特例措置を講じること。また、生活環境保全上支障となる倒木の処理や家屋解体についても国庫負担の対象とすること。
 - 四 中小企業の施設・設備等の復旧について、助成等の支援策を講じるとともに、融資を受けるにあたり、被災企業の保証料の軽減や保証枠の拡大等、信用保証制度の特例措置を講じること。
 - 五 竜巻発生の観測体制を強化し、気象予測の精度の向上を図ること。
 - 六 学校施設の窓ガラス等の飛散防止対策について制度の拡充を図ること。
- 以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年六月十一日

栃木県議会議長 高橋 文吉

内閣総理大臣
 財務大臣
 文部科学大臣
 国土交通大臣
 環境大臣
 内閣官房長官
 内閣府特命担当大臣(防災)
 衆参両院議長

様